

---

平成24年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成24年9月11日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成24年9月11日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岡 田 光 政君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	石 賀 志 保君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	加 藤 晃君	財政専門員	板 持 照 明君
企画政策課長	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	町民生活課長	仲 田 磨理子君
教育次長	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	野 口 高 幸君
病院事務部長	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	谷 田 英 之君	産業課長	仲 田 憲 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

---

午前 9 時 3 1 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、杉谷早苗君、7 番、赤井廣昇君。

---

## 日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は、通告の順とし、順次質問を許します。

まず、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私が一般質問に先立ちまして、確認しておかなきゃいけないことは、今、議会前の全協の中では、私が出した3点については質問ができないというような、ちょっと言われたように思いますが、3点については質問できないんですか。

○議長（足立 喜義君） 要旨に沿ってやってください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私が通告しました一般質問に関連のある問題ですからやりますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） あなたが通告されたこの要旨に沿ってやってください。（発言する者あり）

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番議員の赤井でございます。議長から許可を得ましたので、ただいまから一般質問をします。

まず、1番目に議員兼職についてお尋ねをしております。平成19年9月定例議会の一般質問で、同僚議員の緑水園の常務理事兼職について、地方自治法92条の2に抵触するのではないかと質問いたしましたが、当時町長は、答弁で法律的に問題がないと解釈していると答弁された。根拠規定は、地方議会事務提要1454ページにあると言われました。そこには、違法とは言えないが、一般的には適当でないと考えられると表記されております。あえて、事務提要をおうだんし、兼職へ任命されたことは許しがたい人事だと言わざるを得ません。

そこで2点質問いたします。議会事務局提要に、そごしおうだんしてまでも議員から常務理事を抜てきし、任命しなければならない客観的事由をお尋ねいたします。

2番目の質問で、(2)の質問でございますが、現職の町議会議員が南部町振興会の緑水園、町の指定管理団体の常務理事職、すなわち常勤理事の職責を果たすことは客観的、冷静にも見て、

物理的にも無理であることは、言うに及びません。ずさんで問題の人事をされた責任について、町長の御答弁をお願いいたします。

それから、大きな質問の2でございますが、民主町政、開かれた自由民主権のまちづくり、（アイデアに提案制度を創設について）でございます。期日まではちょっと確認しませんでした。以前の定例議会の一般質問で町長に一般質問しましたとき、町長は、町の生き残りのためのアイデアをよそに求めるよりも、この職員集団みずからが、これは専門集団でございますから、よくわかっている者が積極的にみずからの仕事や考え方などを変えて、改革してやっていく。そういう中で町民の皆さんはどのようにお考えなのかということで、必要があればアイデアの募集というようなこともあろうかと思えます。が、何もない段階でそういうことを投げかけるというようなことは考えておりませんと御答弁をされました。そういうような否定的な見解を示されております。これは、この基本的なスタンスは町長は今も変わりがないのだろうかと思ひまして、以下3点質問いたします。

町職員は専門集団であるから、積極的にみずからの仕事や考えなどを変えて、改革をしてやっていくと言われましたが、何をどういうぐあいにされたのでしょうか。今、現状いろいろ多くの問題を私は目にするのに余りあるに、あえてお尋ねいたします。

2番目、何もない段階と言われますが、今まで地域振興、教育問題、保育所指定管理問題、ゆーらく建設地の売却あるいは購入問題等々、諸懸案事項があったが、それについて住民の考えや、アイデアや意見を聞かれなかった、答弁と全く吻合しないと思ひます。これについてどうでしょうか。

3点目、日ごろから住民のアイデアや意見を、目安箱のようなものを常時庁舎玄関内でも設置して、町民に自主的、自発的に町政に参画していただく意識の中で、意見やアイデアを寄せていただくことは大変に必要だろうと思ひます。そして、大変中身的に優秀なアイデアをいただいた場合には、インセンティブとして奨励金制度を設けて、このアイデア提案制度というものを、私は設けるべきだと思ひます。町長に改めて御答弁をお願いしたいと思ひます。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしましてまいります。

まず、議員兼職についてでございます。赤井議員は、兼職とおっしゃられておりますけれども、地方自治法第92条の2は議員の兼業禁止の条文でございますので、兼業禁止ということと受けとめて答弁をさせていただきたいと思ひます。

最初に、議会議員が財団法人南部町地域振興会の常務理事を兼業することについて、地方議会議事務提要にそごしても任命しなければならない正当な事由はという御質問でございました。

まず、結論から申し上げますが、事務提要はもとより法令などにも何ら矛盾するものではないということをはっきりと申し上げておきたいと思えます。

地方自治法第92条の2では、地方公共団体議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員、もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと規定をしております。

この規定の趣旨は、議員はその地方公共団体の具体的な請負契約の締結に対する議決などにかかわることにより、直接、間接に事業執行に影響を及ぼすことができることから、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するために、その地方公共団体との間で請負関係に立つことを禁止しようとするものでございます。

つまり、公平な議事の運営や議決権の行使のために議員は、1つ、当該地方公共団体に対し請負をする者、2つ、その請負をする者の支配人となること、3つ、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、またはこれらに準ずべきもの、支配人及び清算人となること、といったことが禁止されているわけでございます。

次に、公の施設の指定管理と請負について整理をしておきたいと思えます。これにつきましては、指定管理者は、地方公共団体の指定という行政行為に基づき、公の施設を管理する権限が与えられることになるために、地方公共団体と指定管理者との関係は、司法上の契約関係ではないとされております。つまり、指定管理は請負契約ではなく、行政処分的一种であるということであり、議員が指定管理者の指定を受けている団体の理事に就任することは、議員の兼業禁止について定めた地方自治法第92条の2の規定に抵触しないとされております。

さて、以上のことを前置きした上で、当該事務提要には、さらに次のような質問事項の記載がありましたので、御説明を申し上げます。

町が全額出資して設立した財団法人に町の議員が常務理事として報酬を得て従事している場合。このことは議員の兼業禁止に該当するか。その財団法人は町から施設の指定管理を受けており、理事長が町長、副理事長は議長、理事は議員及び地元から構成されている地域振興を目的とした法人であると。こういう質問がございました。まるで南部町の地域振興会と、今回の質問を想定したような問答集でございます。その答えといたしまして、事務提要は、兼業禁止に該当しないとっております。御承知のとおり、本町の財団法人南部町地域振興会につきましても、町が全

額出資して設立した財団法人でありまして、施設の指定管理を受け、理事長は町長、副理事長には議長がその職につき、町の議員が常務理事として、同様にその職についております。

したがいまして、先ほど御説明いたしました質問事項と本町の状況は同様であることから、町といたしましては、地方議会事務提要にそごはなく、また、地方自治法の規定の趣旨などからも兼業禁止には該当しないと理解をしているところでございます。

議員の言われます事務提要の1454ページの違法とは言えないが一般的には適当ではないと考えられるのくだりについては、まず、設問があります。設問の条件が、住宅供給公社、観光開発公社などで、請負の可能性がないと言い切れないような法人でありまして、請負となったときには、不適切となることからの答えであると思われまして、今回のように指定管理の件については、全く該当しない部分であると考えております。

2つ目の質問については、先ほど申し述べましたとおりのことから、問題の人事ではないと考えておりますので、答弁は省略をさせていただきたいと思えます。

次に、アイデアの提案制度設置などについてお答えをいたしたいと思えます。

最初に町の職員は、専門集団であるから積極的にみずからの仕事や考え方を変えて改革をしてやっていくと言われていますが、何がどういうぐあいになったかという御質問でございます。

平成19年9月議会で、赤井議員の御質問で、生き残りのアイデアを町民から募集すべきとの御質問をいただきましたときに、生き残りのためのアイデアは外部に求めるのではなくて、町職員集団は専門集団なのだから、よくわかっている者が積極的にみずからの仕事や考え方などを変えて改革をしてやっていく。そのような中で住民の皆様がどのような考え方をしておられるのか、必要があればアイデアを募集とするということがあると、こともあろうということを申し上げたわけでありまして。町職員には、いわゆる資格を持った専門職としての職員、例えば保健師、栄養士、保育士、建築士、社会福祉士、医師、看護師、管理栄養士などと一般事務職の職員がおります。資格職については、その技能と専門性を生かして、日々の業務に努めております。

また、一般事務職員はある期間の中で職場を異動していきますけれども、職場が変わるたびに、そこで培った経験は大きな資産として蓄えられてまいります。異動したそれぞれの職場で前任者が行ってきたことはもちろんのことですが、前任者を少しでも越えるような取り組んでいただきたいという気持ちのもとで、業務に取り組んでいただいております。

合併当初180人以上いた職員も、現在131ですか、実質112名となっておりますけれども、従来の業務は継続しながら新規の事業にも取り組んでおります。これらを行っていくためには、一人一人の能力の向上とともに、業務に取り組む姿勢の変化も必要となっております。町

ではこれにこたえていくために、積極的な職員研修に取り組んでおり、従来以上に外部研修にも力を入れているところでございます。また、新規業務への取り組みにはプロジェクトチームなどを設置し、他の部署の職員も交えて制度の設計なども行い、事業実施の適正化や取り組みの迅速化につなげているところでございます。

例を挙げますと、平成21年度に所得向上プロジェクトの取り組みを行いました。職員がプロジェクトチームを組み、アイデアを出し合い、小さな単位からでも町民の所得を向上させようと取り組んだものでございます。平成22年度には、じげの職人事業、汗かく農業者支援事業として制度化し、皆様に御好評をいただいております。

また、職員研修については、新たに鳥大との連携による政策形成研修や職員全員に対し、自治体の経営改革についての研修などの取り組みも行っております。

次に、地域振興協議会問題、保育所問題、ゆうらく建設地の売却、いろいろな懸案事項があったが、住民のアイデア、意見を聞かなかったということで、答弁と吻合しないのではないかとということでございます。

私は聞くべき案件、地域振興協議会の問題、保育所の指定管理の問題などは時間を十分設けて、住民の皆様からも、住民を代表されています議員の皆様からもさまざまな意見をお聞きし、お答えした中で、御理解をいただいたものであると認識しております。

例えば地域振興協議会の設置については、合併後の南部町総合計画審議会、審議会委員と策定の委員の皆様で50名以上のお方になっておりますが、この総合計画の審議会でお議論をいただきまして、その基本計画にはっきりと位置づけをしていただいております。また、実施に当たっては、専任の職員体制で、各集落説明会を開催して、御理解をいただく努力も果たしてまいりました。その中で出されたさまざまな意見を踏まえて、区長、公民館長、主事、各種団体の代表の方々、総勢36名からの自治組織設立検討委員会を設置しまして、最終的に区割りの案も含めて答申をちょうだいし、それを受けて各地域に設立準備委員会を設置していただき、数多くの会合を重ねて、規約の制定など御審議をいただいております。

議会の方では、条例案の上程の前からさまざまな角度からの質問も寄せられ、その様子はSANチャンネルで逐一放映されまして、住民の皆さんの関心はいやが上にも高まったと思います。十分とは思いませんけれども、ある時期には政治家としての判断がなければ施策は前に進みません。そこで条例化を図り、19年3月議会にお諮りし、大方の御賛同を賜り、御承認をいただいたのでございます。今にして思えば、これだけの時間をかけて住民の皆様の見解を聞きながらまとめ上げたからこそ、反対の御意見もある中で多数による議決もいただけたのではないかと思います。

ております。

現在は議論の場から執行の場にステージは変わりましたが、会長、副会長さんなど役員の皆さんとの連絡会を毎月開催し、さまざまな御意見を拝聴し、施策に生かすように万全を期しているところでございます。また、首長として高度な政治判断が必要な場合でも、町議の場などで内部協議を行い、幹部職員の賛同と合意を得た上で議会にお諮りし、議決をいただいてから執行しております。決して議員の言われますように、行政が皆様の意見も聞かずに一方的に行っているわけではございません。

町の生き残りをかけた重大なことを決めるに当たっては、何もないところでアイデアを募集するということではできないと思います。課題を提案し、それに対して御意見をいただく。議会を通じて、あるいは私が直接聞く場合や、議員を通じて聞く場合など、いろいろな流れはあると思いますけれども、そのような経過を踏んで行っていますので、答弁と吻合しないとは考えておりません。住民の皆様からの意見は大変重いものがあると考えていますので、決定に当たっては、参考にさせていただいております。

最後に、庁舎玄関に目安箱的なものを設置し、町民に行政に積極的に参画する意識を持つきっかけとしてはどうかという質問でございます。5年前にこのことについて、御質問をいただきましたときには、既に設置をしております、現在も3カ所に設置してございます。ここに寄せられた御意見や御提言に対しましては、お名前の記入があるものについては、その都度きちんとそれをどのように業務や施策に反映したかを回答申し上げております。また、この他日常的に窓口や業務を通じても御意見や御提案をいただいております、これらについても、その都度お答えするように心がけております。

今までにはさまざまな御意見を賜り、感謝を申し上げる次第ですが、インセンティブの報奨金制度はこれは一般的には民間企業が社員のやる気を出させるために給与制度や一時金として制度化しているものと考えておりますので、我が職場にはそぐわないのではと思いますけれども、すぐれたアイデアなど、古事記にちなんだイラスト募集など、そういうものに対しては表彰などを行っているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長から御答弁いただきましたが、まだまだ十分理解できないところがありますので、これから質問させていただきますので、よろしく願います。

まず、1点は、町長が、先ほど1番目の問題として私が質問したことについて、全く違法性も



ないし、問題はないというような御答弁いただいたわけですが、それは見解の相違とい  
いますか、この読み方に問題があるじゃないかと思えます。確かに地方自治法の中で、92条の  
2に抵触するか云々は別といたしましても、基本的に議員が議会報酬をいただきながら、町の緑  
水園、公的施設の指定先であります緑水園の常務理事を兼任するという事は、物理的に考えて  
みても理屈に合いません。常勤の役員さんが、どうして議会と兼職できますか。兼業できるとい  
うその理由がどうしても理解できません。

町長、その辺からちょっとよろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議員さんは、非常勤の特別職でございます。議員さ  
んは非常勤の、常勤ではございません。非常勤の特別職でございます。したがって、いろい  
ろな職業につかれたり、いろいろしても、それを取り締まるというようなことにはなっていない  
わけでありますよ。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長は非常勤の常務理事だという方……。

○議長（足立 喜義君） 特別職。議員ですよ。

○町長（坂本 昭文君） 議員さん。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議員はっておっしゃったんですけど、それは非常勤であるという  
取り扱いになってるということですね。私がちょっと聞いたのは、常勤だというぐあい聞いた  
もんですから、常勤でやりながら、それおかしいよということで、私も手元にちょっと資料取り  
寄せております。（発言する者あり）議員はそういう言い方で特別職ということでなってると言  
われましたけど、だれが考えても基本的に、非常勤の……。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員。あなた全く逆のことを考えて。議員は非常勤の特別職って  
って答弁しとるんですよ。議員は非常勤の特別職で、常務理事が非常勤の特別職なんです。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうじゃなくて、私の……。

○議長（足立 喜義君） いや、町長は答弁したのは、さっき。議員は非常勤の特別職で、ほかの  
職業にもいっぱいつかれておると。どうもあなたの言うことばかり考えようけん、わからん  
がんなあ、答弁の。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうじゃなくってですね、議員というものは、土日に議員が議会  
中じゃないですけど、今、現状の議会というものは、平常の月曜日から金曜日まで議会や  
ってるわけですから、そういう中で、議員さんが、そういう町の指定管理の常勤役員をす

いう形になりますと、全く通用しないと、常識的に全くこれは通用しない話だによって私は言ったわけです。町長はそれについて、議員であっても問題ないというように、非常勤だから、常務理事しているのは非常勤だからいいんだと、今おっしゃったように思いますが、違いますか。もう一度確認のためによろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたのは、議員さんは非常勤の特別職であると。議員さんは非常勤の特別職であるということを申し上げました。したがって、農業やられたり、お勤めをされたりいろいろ状態はあるわけでございまして、これを取り締まるというようなことにはならないと思います。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ちょっと解釈の違いがあったことで、私が間違えとったのは事実でございますが、議員は確かに非常勤の特別職であります。ですけど、いずれにしても、議員が非常勤の特別職であっても、議会というものは、先ほど申しましたように、土曜日、日曜日にするもんじゃございません。ですから、緑水園の常務理事をしとる肩書の中で、議会と兼任するということは物理的困難じゃないですかということを、町長、お尋ねしたんですよ。それは問題ないですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も理事長を務めさせていただいておりますし、理事も、副理事長は議長さん、理事も議員さんのこのメンバーの中で多くの方が理事に御就任いただいておりますし、何ら不都合なく務めさせていただいております。常務理事については、専門的な知識をお持ちでございまして、地域振興会の運営に非常にお世話になっておると、大きな成果をおさめていただいておりますということで感謝をいたしております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今の町長の御答弁では私、しっくりできないんですけど、まあ町長はそういう持論でございますから、議員が兼職して、兼業して、そういう公的施設の常務理事でも何ら問題ないということでございますが、これは対外的に見ますと、そういうことを一般的にしない、そういう疑われるようなことはしないということで、実際に先ほど全協の席でも伯耆町のことが出ましたけど、伯耆町議会の議員でございます、議運の委員長で景山辰雄という議員さんがいらっしゃいますが……（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、固有名詞は訂正してください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 失礼しました。伯耆町の議員さんの方からも、私どもは議会の中の申し出の中で、そういういぶかしいようなことは一切しないと申し入れ事項としてやっているんだということまではっきり言われました。ところが南部町の場合は、そういう町民から見て、これ何かおかしいなというようなことが堂々で行われている。この問題は、町長、物の考え方に何か問題があるんじゃないでしょうか。そういうことはございませんか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。赤井議員は旧会見の方の御出身の議員さんでございます。なかなか地域振興会の運営のつづきについて御承知ないということだろうと思っておりますので、ちょっと前の経過から申し上げておきたいと思っておりますが、あの地域振興会は、賀祥ダムができて、このダムができて、全国的にダムができたようなところは大概寂れて、過疎化が進んで大変な状況になっていると。しかし、ダムをつくって、より前よりもよくなったと言っていたように、地域振興を図らなければならないという旧西伯町のもと、磯田町長さんの強い思いで、お客が全く来ないところにあのような施設を建設して、地域の振興を図ろうと、こういう思いを持って、緑水園が建設をされております。一生懸命、従業員の方も御努力いただいて、それなりの大きな成果もおさめていただきましたけれども、あの地震のあったころから、平成12年ごろから客足はどんどん風評被害などによって遠のいていきまして、また他の類似施設もできるといようなことで、非常に経営的に苦しくなっていってまいりました。

たしか平成18年からだったと思っておりますけれども、公の施設は直営か指定管理か、いずれかを選択せんといけんやになりまして、この指定管理という手法で、地域振興会にあの施設を管理運営をお願いをしているわけでありまして。

ここで、特に大切なのは、指定管理料をもらって、あとはその財団の責任で、いわゆる役員の責任で管理運営をすることが求められます。これは御案内のとおりであります。したがって、大赤字になれば役員が負担をするということになるわけでございます。非常にそのことについて、従来はずっと大体黒字で来ておりましたので、よかったわけですがけれども、徐々にお客さんの数が少なくなり、赤字も覚悟せんといけん。そうすれば構成している町長や議長、あるいは議員さん方、みんなポケットマネー出して、経営の責任を果たさんといけん、ということになったわけですね。そのためには、そういうことを防ぐためには、やっぱり現場といましようか、一番近くに責任者を置いて、経営の合理化というものを図っていく必要があると。このような理事会の判断でございまして、御本人さんは中小企業の診断士ですか、経営の診断士というような、なかなか取れない資格も持っておられる、専門性の非常に強いお方でございます、だれでもい

いというわけではございません。そういう専門性を持ったお方がたまたま理事になっていただきましたので、現場に近いところにて、理事者としての責任を果たしていただきたいというのが、この理事会の合意なんです。理事会でお願いして、もう何度も御本人さんからは辞退のお話が私のところまで来ております。しかし、何とかお願いしたいと。この指定管理はなくなるわけですけれども、やがて公益法人改革の期限が迫っておりまして、いつまでもこの財団が続くわけにはいきません。そういう一つの区切りとか、いい時期までは頑張っていたいただきたいということで、こちらからお願いをして専門性を生かして、赤字になって責任問われるようなことがないよにやっているわけです。おかげさまで赤字にはならず、そうかといって大きな黒字にもなっておりませんけれども、本当に超低空飛行で、ぎりぎりのところで黒字で私たち理事も責任を全うさせていただいておるという状況ですから、赤井議員がおっしゃるような、何ていうかな、人事の面からだけ見て、御判断いただいてもなかなか、ああ、そうですかという簡単なわけにはいかない。自分でお金を、赤字の穴を埋める覚悟があればそれはいいわけですけれども、なかなかみんなそういうわけにはいかないわけでありまして、現場に理事責任のある人がちゃんとついて、経営を健全化を図っていく。そのために理事会でお願いをしているという状況ですので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長からる御答弁をいただいたわけですが、ただし、そういう部分ではいかにも整合性のあるような町長の御答弁ではございますが、よくよく聞いてみますと、これは私だけじゃなくて、多くの方がそういうぐあいに解釈されると思いますが、議会というものは御承知のように二元代表制のシステムになっております。そういう中で議員というものは執行部に対していろいろチェックとか行政のやることについて、そういうことの権限があるわけですが、ですから、町長から直接報酬をもらったりするわけじゃないですけど、一応そういうものに任命された者が年間200万かの報酬をいただかれて、議席におられるということは、議会の審議に大きく、私は差しさわりがあると判断いたします。これは人情で、だれが考えても町長の提案に反対できないだろうというのは、御承知のことだと思います。

その辺については町長はお考えどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。それは全くうがった見方だというように思っております。当常務理事は議会の都度、一般質問をされまして、堂々とした場で論戦をいたしております。それは赤井議員もよく御存じのとおりであります。

それから、よく考えてみていただきたい。議会選出の理事さんでございますね。ほかにも議会から出ていただいております。そういう一常務のことばかりではなくて、他の議員さんも理事さんとして、そして、私は理事長として出ている。これは町が出した財団へのお金ですね、税金、これを守っていく義務があるわけですから、そうでしょう。ですから、町長も出ておりますし、副町長も出ております。それから、議員さんにも出ていただいておりますという、いわゆる行政も議会もこの部分では利益が一致しておりますから、地域の発展ということで、そこは何といたしましうか、議論は議論の場として、別な土俵で戦うべきであって、この地域振興の部分については、争うという意味ではなくて、お互いに心合わせて、町の出資した財産を守る。そしてその財産を使って地域振興を図っていくと。これが趣旨でございますから、私は全く当たらないなと思って聞かせていただきました。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今も町長の答弁で同じように繰り返されましたけど、町長のお考えは、ただこれは御本人さんも議会においても一般質問も堂々やっていたから、決してそういう卑屈な間柄になるようなことないだろうということを、私の考えはうがった考えだっておっしゃったんですけど、ただ、一般町民、あるいは多くの議員さん方の中にも私と同様な考えを持っていらっしゃる方もあります。だから、やはりこういうことに選任するときというものは十分慎重なお考えの中で、やっぱり人選していかなければならないと思います。

ちなみにこのたび常務理事にいらっしゃる議員さんは、聞くところによると、この資料によりましてそうなんですけど、2年間に一度役員改選という形があるようでございますから、19年以降3回役員の改選がなされたじゃないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。19年以降3回の役員改正でございますが、寄附行為によりまして、改選の方、決議を行って改選をいたしています。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） よくわかりました。ただ、私、どうしても言っておかなければならないことは、町長は町長の見識の中で、自分はいささかも問題がないとおっしゃったわけですが、これは町長の常識がそういうことであって、全町民が考えれば、こんな議会と同時にそういう指定管理された団体であっても、やはり給与をもらえる常勤理事があるということは、常務理事があるということは町民の大方の皆さんは御理解なさらないし、おかしいな、不可思議だなということをおっしゃっておられます。私もそういうことを踏まえて質問いたしました。

た。今後はこういうことについて、このままこれからも継続してそういう常務理事というものを任命をなさっていくつもりでございますか。お尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。赤井議員はいい質問していただいたと思います。そういう御疑念のある町民の皆さんにこの答弁を通じて、ああ、そうだったかというぐあいに御理解をいただいたのではないかと私は思っております。

要は、さっきから言いますように、行政や議会の代表が出て、地域振興会を管理しております。その限られた人員の中で、一番能力のある中小企業の診断士といった資格もお持ちの方をお願いしておるということでございまして、私はそういう人がないときには、別なそういう方でもほかからでも雇ってきてでも別なお金を払ってでもお世話にならなければいけないと思っておりますのに、たまたま議員さんの中にそういう資格をお持ちの経験の豊富な方があったということで、これは本当に願ってもないありがたいことだったというように思っております。

だれでも簡単にできるようなその仕事ではない。構造不況業種ということになっておりまして、旅館業は、非常に経営に苦慮いたしております。人事の面からばかりおっしゃいますけれども、これが大きな穴をあけたときには、みんなでかぶらにゃいけません。責任を果たさんといけんわけです、経営責任を。そういうこともトータルで考えて、やっぱり適材適所、優位な人材をいいところでお世話になるということは、これは法律に抵触してはいけませんけれども、そうでなかったら、執行者としては当然考えていかなければいけない義務であります、責任があるというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長の見解というものはよくわかるんですけど、とにかく私は何度も申し上げますように、町長がやってらっしゃるやり方というものは、議員と兼職することによって、町長の提案に対して、当然一般的に、常識的に話ししますと、反対をできるものでありません。ちなみに私、ずっと過去見ておりますけど、町長の提案に一度だって反対を投げかけられたことは一切ありません。これは事実です。調査していただいたらわかることでございます。だから、私はそういうことが一番危惧するところだよと。議員報酬プラスアルファで、町長から直接じゃないけど、そういう指定管理の常務理事をしている上にそういう報酬を、任命されたことによって報酬が発生したと。そういう中でやっぱり議会の審議に若干影響はこれは人情的に働くのは当たり前だと私は考えます。うがった見方だって町長は言われますけど、決して、それはうがった見方だっていうことはないと思います。

それと同時に先ほど確かに有能な議員さんで、中小企業診断士とかいう特別な資格をお持ちであるかもわかりません。これはあえて、彼でなくても町内には中小企業診断士がいるのなら、そういう方もあろうかと思えます。そういう調査もされたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう調査はいたしたことはございません。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 基本的に今、町長はある意味での、今までの答弁をこうしてつらつら考えてみますと、私から見ると大変詭弁な答弁をなさっているように思うんですよ。合理的な答弁だとは私は思いません。ですから、私は、今後もそういう形で常務理事の任命については、引き続いてやっていらっしゃるかどうかということをお尋ねしたわけでございます。だから、町長は今もおっしゃるように、今後も同じような考えの中で、同議員を任命していくという考えだということでございますね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。赤井議員さん、逆に聞いてみたいぐらいな気がするわけですが、そういうお方をきちんと正式に地域振興会が雇用しますと、相当な待遇をもって処遇しませんと来ていただけないと思えます。聞いたことはございませんけれども、その程度の金額で来ていただけるものとは思っておりません。したがって、そういう資格を持った有能な方にしていただければ相当の報酬をお支払いしなければいけないのに、たまたま議員さんの中にそういう資格を持ったお方があったので、ぜひにと頼んでお願いをしたということでございます。

やっぱり経営ということももうちょっと真剣に考えていただきたいと思えます。何げなしにその理事長をやっておったり、何げなしに理事をしていただいているわけではございません。穴があけば補てんをする覚悟でやっておりますので、経営責任は私が果たさなければいけないと思っております。その一番大切なことは理事さん方、特にさっきの常務理事もなんですけれども、自分で手を挙げて理事になっておられるわけではないわけです。そういう役目といいたし、議員に出ているそういう立場で、財団の役員を兼ねなければいけないという、そういう思いで出させていただいておりますが、そういう皆さんに経営の責任を負っていただくということについては、これは理事長としては非常にまずいわけでありまして、いろいろ御意見もあると思えますけれども、今、南部町の地域振興会は非常にそういう意味では、経営的にはこの厳しい状況の中で赤字に陥らずに何とか回っているという、これはやっぱり常務の力が非常に大きいというよ

うに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほど町長は何げなくおっしゃいましたけど、低額の報酬でもって外部からそういうものをお願いすることはできないとおっしゃいました。それは町長の認識というものが大変に一般からずれてるといふことなんですよ。今、南部町の町民さんの所得というのはどういふ所得ですか。それ考えたときに、常務理事の肩書で1年間そこにおられて200万の報酬を取られるといふことは、これが低額な所得だといふやに解釈されるといふのは、私から見ると、何を御理解なさってらっしゃるのか、もっとも町長報酬はそれなりのものでございすから、そりゃはるかに低い金額といふことはわかります。だけど、一般南部町民の平均所得といひますか、それらを比べたときに、決して低いといえるような金額じゃないと思ひます。

もう一つ言えることは、私、これをいつまで言っただって切りがないので、堂々めぐりで御答弁もいただくことも不可能だと思ひますから、終わりますが、ただ、一般的にそういう形で議会の方に出るといふことは、執行部の意向に賛成をせざるを得んといふそういう心理的のものは働くといふことは、これはだれが見ても疑う余地がないこととございす。私が言っただことが間違っただ、赤井はばかなことを言っただわといふものはないと思ひます。この放送を通じて町民の皆さんの方にこのことが伝わっていくわけとございすけど、このときに赤井がばかなことを言っただといふことは恐らく100%までは申しませんが、80%から90%の意見は、なるほどな、そうだな、おかしいなと、そいうことを感じられると思ひます。

あくまで町長がそれを上手に詭弁に逃れますけど、そいうもんじゃないといふことを私は認識していただきたいと同時に、今度の少なくとも、今度のこと言っただあれですけど、どっちにしても、また次の議会がありますが、そのときに彼でなければどうしてもならないといふ事由は正直言ひまして私は理解できないので、本当にその辺をもし言われるなら、ちゃんとした根拠を持って、こうこうこう、こいう形でこれだけの実績があつて、今までと全然改善されて、これだけの利益が上がつただと、さっき町長がおっしゃいましたようにわずかの収入しか上がつないけどとおっしゃいましたが、確かに黒字の部分としてはわずかであっても、それは私はすばらしいことだと思ひますから、過去に比べてこれだけ大いなる前進をしたんだといふ根拠を持って説明してやっただください。そうでないと、自分の詭弁としかとられませぬ。町民も恐らくそいうぐあいに理解すると思ひます。今、1番のものについては、これで終わります。

続いて、2番目の質問をさせていただきます。民主町政で開かれた住民主権のまちづくりといふ形の中で、私は日ごろでも町には基本的に目安箱のような形で、そいうものは今、町長は設



置しているとおっしゃいましたけど、基本的に町民さんのその英知というものを世話になれば、とんでもない新しい南部町づくりに寄与できるようなアイデアも恐らく出てくるだろうと、私は南部町民さんを高く評価しているところでございます。

ですから、ぜひともそういう制度を創設して、職員に対してのインセンティブだと、そういうようなことじゃなくて、町民さんに対しても本当にすばらしい、いいアイデアをいただいたなというような形で、私はぜひとも制度を創設していただきたいと思います。

町長、それについてもう一度、御答弁をお願いできますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございますが、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 余り前向きな御答弁じゃなくって、先ほどお聞きしたときには、事南部町の職員さんというものは、先ほど申し上げましたように、専門集団だから、あるいはちゃんとした資格を持った職員方なので、十分町政の期待にこたえられるような行政をやっていたという御答弁かと思いますが、しかし、ちょっと問題を変えて質問をさせていただきたいと思います。

今、それだけの専門集団がですね、町長、今までに南部町のこの議会の中で、不祥事の関係等で議会に陳謝されたこととか、釈明されたことがずっとございますね。今、現実問題にちょっとお尋ねしますが、これは保健福祉課の関係だと思っておりますが、社会福祉保健課の関係だと思っておりますが、70歳以上75歳未満の人のお医者さんのかかり方という、こういうちっちゃな小冊子が出ておりますが、これ町長、御承知でございますね。この中で、この70歳になった、前期高齢者といいますが、そういう形で国保の負担金、要するに受診したときに3割負担から1割負担になるというものでございますが、これらについては、大体どういう形で対処されとるんでしょうか。当事者に対して、あなたはこういう形で満70歳になられましたから、こういうぐあいに負担される医療費というものは保険証で1割でいいんだよと。そういうのがちゃんと周知徹底ができておりますか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。該当の方には、国保の担当者の方から通知を差し上げております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 関係者の方には通知を出しておられるということも、結果的には

漏れがあったということですかね。私のたまたま知り合いの方が、私はそういうことがなかったので、わざわざ役場に出向いて、それで申請の書類を書いて、しかも、持ち帰っているいろんな領収書と突き合わせて書いて、大変な小面倒なことをして、保険金の還付請求をしたというようにおっしゃいましたけど、そういう事実はほかにもあるようにちょっと聞いたんですけど、どうですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 漏れがあったということはわかりませんが、所得とかいろいろな条件がありますので、それによって、町民生活課の方では確認をいたしまして、御通知を差し上げておりますので。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 当然ね、行政の仕事は煩雑だということはわかります。ですけど、だから、ミスったと、それでは済まされないわけでございます。以前、議会でももちろん審議しておりますけど、同じくこれは保健福祉課の関係の事例だと思っておりますが、身体障がい者さんの関係で、何か年金の受給か何かで、それを担当者の方が書類を適正に処理されずに机の中に置いたままにあったと。そのために受給すべきものがちゃんと受給できなかったという事実があって、議会にかかったっていう私記憶があるんですが、その辺は担当課としてどのようにお考えになってますか。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。そういう事実がありましたので、そういうことがないようにお断りをしまして、今後そういうことがないように、制度等をきちんと徹底いたしまして、再発防止に努めております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 課長、ありがとうございました。御努力いただいていることは私も百も承知しているんですけど、実態として町長が御答弁なさっているような優秀な職員さんが引きも直さずこういういろんな不祥事が発生して、不祥事といいますか、事務的な処理ができなくて、町民の皆さんに迷惑かけてる実態があるということでございますから、私は町長さんが御答弁なさってるような、本当に町行政を預かっている職員さん方がいかなものかなと。決して町長さんが言い切られるほど、ちゃんとお仕事ができないじゃないかと、私は正直思います。また、町民さんの中にもそういう不満を言われる方あります。

ちょっと、担当課長、えらい恐縮ですけど、この分の処理について、現実的にこれ前期高齢受

給者さんにはどういう形の処理をせないけんのか、この機会を通じて、ちょっと町民さんにお知らせ願えませんか、周知徹底の意味も含めて、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前10時31分休憩

---

午前10時31分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 手続についてですけども、担当の方でやっております、もしここで発言して漏れがあったりするといけませんので、少しお時間をいただいてもいいでしょうか。手続のやり方の話。休憩いただいてもいいでしょうか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 時間かかるようですから、それはよろしいです。ただ、今後の仕事をなさるときに、町民さんにそういう遺漏のないように……（発言する者あり）失礼しました。住民の方に……。

○議長（足立 喜義君） ちょっと待ってください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 住民に遺漏のないように取り扱いをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、ちょっと待ってください。

こっちが物言って、あなたが言われると不適切発言になりますので、私が指名してから発言しないと……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。

○議長（足立 喜義君） 取り消しになってしまいますので。

もう一回繰り返してください。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） えっとですね、今、わざわざこれを説明するためには、何かまた下に行って、書類でもとって来にゃ、説明ができないということでございますから、そこまではしていただかなくてもよろしゅうございますが、今後のこの事務の取り扱いについては遺漏のないような十分な措置をしてくださいますようお願いしておきます。

残り時間が少なくなってまいりましたが、ちょっと私、時間を活用いたしまして質問いたします。町長が言われますように、行政職員はプロの政策集団であるから、住民のアイデア募集まで

考えていないと。町民に対し、大変な失礼な発言をされていると思います。町政の原則的なあり方として、町民の英知を結集して、住民が本当に公平、公正な住みやすい安心と誇り、享受できる町が、町民の本当の待望する、よりよい町であろうと私は考えます。

町長は、これまでも事あるごとに町政に住民参加型の民主的な行政をうたいながら、一方では、住民の英知、アイデア募集については考えないと否定的な見解を示しておられます。（「そげなこと言っちゃおうへんで」と呼ぶ者あり）言っていないことないでしょう。きょう、ここでも言われました。

○議長（足立 喜義君） とりあえず続けてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 続けます。後で間違ったこと言ったなら、訂正してください。

一方で、住民の英知、アイデア募集は考えてないと言われたことは、町民の気持ちの根底に町民を軽視する思い上がりの発想があるように強く感じます。日ごろ、住民参加型とか住民と協働の町政参加が必要と言われますが、その発言と実態が大きく乖離し、矛盾しております。表向きには町民の町政参画をうたいながら、現実には民はこれによらしむべし、これを知らしむべからずのやり方では本音と建前に思います。これは古き封建時代の非民主的な町政であります。本当に新しき時代の民主町政の為政者たらんと欲するなら、トップダウンを是認するようなやり方ではなく、過去の歴史に学び、住民の声に謙虚に耳を傾け、町政に反映する民主的で寛大なスタンスが不可避だと思えます。また、肝要でございます。

したがって、住民の英知、アイデア募集は、客観的に見て不可欠であり、行政は町民の意見や、アイデア募集等には積極的に取り組むべきであります。民主町政は広く多くの声を拾い上げるボトムアップによる町政がベストに思います。職員は専門の政策集団だから、今は考えないとする答弁云々は、住民の英知、アイデアは真摯に、真剣に受けとめない謙虚さがない発言にほかならないと思えます。

まず、町長、もうちょっと残り時間わずかでございますが、町長の町政の基本的な物の考え方として、民はこれによらしむべし、これをしらしむべからず、これについてはどういうぐあいにお考えでございますか。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いろいろ御批判をいただいておりますけれども、さっきの私の答弁で、全く必要がないというようなことを受けとめておられますけれども、ちゃんと聞いていただいていたでしょうか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ええ、聞いておりましたけど、何か……。

○町長（坂本 昭文君） 何かなんていうことじゃいけんと思いますよ。やっぱり前後の文脈からちゃんと真意を聞いていただいて、その上でまたそういう再質問なさるなら、私もきちんとお答えもしたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたのは、日常的に窓口や業務を通じても御意見や御提案をいただいております、これらについても、その都度お答えをするように心がけておると。それから、今までにはさまざまな御意見を賜り感謝を申し上げる次第ですが、インセンティブの報奨金というのは特に考えていないということで、考えていないというのは、意見を聞かないというぐあいには思わないでください。意見を聞いて、民主的な町政をやっていこうという思いでございます。

ただ、どげしたらええでしょうかというような、何も無いところでのアイデア募集というのはできないのではないかとことを言ったわけです。私はどげしたらいいでしょうかというようなアイデア募集はしませんということを言ったわけです。よろしいですか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ええ、わかります。

○町長（坂本 昭文君） ですから、町はこういう課題に対して、このようにしたいと思っておりますけれども、皆さんはどうお考えでしょうかというぐあいには聞きます。何も無いところでのアイデア募集というようなことは、これはできないということでありまして。町がやっぱり案を持って、原案を持って、こうしたいと思うけれども、どうでしょうかというアイデアは出していただきたいということで、さっき答弁したわけです。

それとですね、赤井議員がいろいろおっしゃいましたけれども、さっき答弁しましたが、総合計画なんかは公募の委員さん方にも出ていただいて、この南部町のまちづくりを全体的に審議をいただいております。

それから、行財政の改革の検討委員会、これにも公募の委員さんも出て、御審議をいただいております。それから、旧西伯のときだったわけですが、これ、100人委員会という委員会しまして、これ全員公募であります。手を挙げた方は全員委員になる、なっただくということ、住民の皆さん方の意見を聞いて、福祉のまちづくりを進めてきたということでありまして、おっしゃるような住民の皆さんのアイデアを否定するような考えは毛頭ございません。ただ、出した意見が、みんな通らんということはありますよ。それは、総合的に判断してやりますから、全部通るといふようなことにはならないと思いますけれども、慎重にそこはいろいろな意見を聞きながら、総合的に判断をして町政を進めておるといふことでございますので、基本のところをちょっと、ちょっと訂正していただきたいと思っておりますね。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私の先ほどの質問の中に、町長の説明が全く町民のアイデア等を聞こうという意思がないというように、ちょっと私はとらまえたものですから、そういうような間違っただけの言い方をしたことについては訂正いたします。

ただ、私、町長にぜひともお願いしたいのは、先ほど申し上げましたように、確かに何も無いところに常時そういうアイデアを募集するという事は、何かいろんな問題点っていうか、理解の出来ないところあるかも知れないですけど、私の言いたいのは、そうじゃなくって、多くの町民さんの中にはいろいろな大変卓越した意見をお持ちの方がございますので、そういう中でまちづくり等のそういうアイデアを常時寄せていただければ、その中で職員方が見られて、その中で、ああ、本当にこれはすばらしい、いい発案だなということなら、場合によっては、そういう報奨制度といいますか、インセンティブをとっていただけるようにして、町民さんが本当に積極的に町政に参画していただけるようなまちづくりを私は、ぜひいいことだと思いますので、その辺をぜひとも前向きに検討していただきたいとお願いしまして、時間が来ましたから、これで終わります。

それで、町長、それについて御答弁ひとつよろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町民の皆様方のアイデアを募集もっともっとやれという前向きな御提案でございまして、私ももっともっとアイデア募集しながらやっていくべきだというように改めて思っただけで聞かせていただきました。インセンティブ報奨金については、ちょっとこれは検討せんといけんなと思っております。ということで、よろしくお願いします。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

以上で質問終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は11時であります。

午前10時42分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾共三でございます。

議長から質問の許可を得ましたので、これより3点について質問いたします。どうぞ明確な答弁よろしくをお願いします。

項目の1つ目は、消費税増税法案の成立によって、南部町民が受ける影響は多いと思い、町長の所見を聞きます。民主、自民、公明の3党が増税法案の成立を強行採決したが、法案の成立後も国民の過半数が法そのものに反対し、さらに多くの国民が反対をしております。10%への消費税の倍増はすべての国民の暮らしと中小零細企業者の営業を脅かし、脆弱な今の内需に決定的な打撃を与えます。国民の多数が反対し、極めて重大な結論が想定される法案を、3党は国民に隠れて密室談合を繰り返し、押し通しました。これほど明確な公約違反はありません。民主党は、前回の総選挙で、4年間は消費税を上げないと公約しました。野田首相も、その当時は、4年間の任期中に消費税の税率引き上げを決めることに反対と明言をしておりました。6月の民自公の3党合意は社会保障への国の責任を投げ捨て、社会保障の解体を図る新たな法案を持ち込みました。増税法案には、増収分を公共事業に投入する条項までも織り込ませております。一体改革の看板は社会保障は切り捨て、解体、税収は公共事業と大企業減税にと、書き改めるべきではありませんか。自民党と公明党ももともとは消費税増税推進者であったことが、はっきりと証明されたことも述べておきます。

以上のことから聞きます。1つ目は、消費税は低所得者ほど負担が大きく、逆累進性と思うが、どういうぐあいになっておられるか、お聞きします。2つ目、低所得者対策、給付つき税額控除や、軽減税率を言うが、何一つ具体性がないことについて、どう思われますか。お聞きします。3つ目、医療機関にかかる損税の対策もないことについて、どう思われるのか、お聞きします。4つ目、町内の産業に与える影響は、どのように想定されているのか、お聞きします。5つ目、消費税増税法の廃止を求めることについての所見をお聞きします。

項目の2つ目は、ゆうらくの土地売却には道理がなく町所有のもと、法人に指定管理のもとで運営をすることが最良であり、お聞きします。

ゆうらくの土地売却には道理がありません。どうして、町所有の公有財産を伯耆の国へ売却する必要があるのか。しかも、土地だけの問題では終わらず、将来は建物も修繕して、伯耆の国へ無償譲渡する考えを明言されております。要約すると、土地購入と施設建設費総額が約22億円でつくったものを、社会福祉法人伯耆の国へ約6億円で渡すこととあります。町長は6月議会で、土地を買うことが長年の夢であったと、伯耆の国の理事の立場で答弁をしております。南部町がつくった社会福祉法人なのに土地も建物もその法人の所有となれば、町の、町の関与がなくなり、

民間会社が経営すると同じことのねらいではありませんか。

以上のことをもとにお聞きします。1つ目、再度、土地の売却の必要性をお聞きします。2つ目、これまで町長は、土地と建物は一体でなければならぬと言ってきましたが、今も同じ考えですか。聞きます。3つ目、総額約22億円でつくった施設を約6億円で一法人に渡すことは、町に大きな損失を与えることになると思いますが、どうでしょうか、お聞きします。4つ目、売却したお金で、借金はすべて精算されたのでしょうか、お聞きします。伯耆の国は、南部町がつくった法人なのに、どうして町の土地を売る必要があるのでしょうか、そのことについてもお聞きします。6つ目、米子市は建物を無償譲渡するが、土地は売らないとしております。米子市のこのやり方にどのような所見を持たれているのか、お聞きします。

項目の3つ目は、町民の負担軽減を求めてお聞きします。今、私どもは住みよい南部町にしていくためのアンケートに取り組んでおります。4年間の暮らしはどのようであったか。この設問に対して76%の方が苦しくなったと答えております。主な理由は、年金の目減り、賃金カットなどで所得が下がったのに、国保税、介護保険料、水道使用料の値上げによる負担増、その上、医療費の負担増も理由にされています。住民の暮らしの安定を基本にすることは、自治体が一番に考えることではないでしょうか。

町民の負担軽減を求めて聞きます。1つ目、南部町民の年間所得が100万円未満の世帯数、そして200万円未満の世帯数、300万円以上の世帯数は、それぞれ幾らですか、お聞きします。2つ目、年金受給者で、年間の受給額が50万円未満の方の数、60万円未満の方の数、70万円台の方の数はどれくらいでしょうか、お聞きします。

以上、この場からの質問は終わり、再質問で深めていきたいと思っておりますので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。最初に消費税の関係でございます。

消費税は現在5%の税率で、一部非課税のものを除き、日常においてはほとんどの取引にかかっております。このため日常生活に欠くことのできない食料品や光熱水費など、所得にかかわらず国民の皆様が応分の負担をしているところでございます。個人により多少の差はあれ、その所得に占める割合は、所得が低い方がより高くなる傾向となり、これが逆累進性と言われていることとございます。これにつきましては、議員御指摘のように、現在の消費税は、逆累進性があると認識をしております。



次に、低所得者対策、給付つき税額控除や、軽減税率という具体性がないかという質問でございます。8月の10日に消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が成立をし、平成26年4月から8%、27年10月に10%へ、二段階で引き上げられることとなりました。この改定により、現状の消費税の仕組みでは、低所得者にとってより厳しいものとなることは容易に想像がつくところでございます。そのため、実施に際しての検討がなされておまして、税率8%の時点で、一定以下の年収の人に現金を配る簡素な給付措置とともに、食料品など税率を低くする軽減税率の検討が行われているところであります。また、税率を10%に上げた以降については、所得に応じ、減税と現金支給を組み合わせる給付つき税額控除の導入も考えられているところでございますけれども、まだ制度面での詳細は決定されておらず、流動的などところでございます。したがって、今、必要であることは、国民生活への影響を最小限に抑える軽減対策等を早急に決定し、示すことで、国民に一層の理解を得ることではないかと思っております。

また、使途についても、増税分はすべて社会保障4経費、いわゆる年金・医療・介護・少子化、これに充当し、国民に還元するというものを具体的に示していくことが必要ではないかと思っております。

また、町といたしましても、消費税が上がったときには、生活弱者の方への何らかの対策を行う必要があると考えておまして、今後検討してまいります。

次に、医療機関にかかる損税の対策がないということでございます。医療機関における損税とはどういうものかということ、ちょっと御紹介を申し上げますと、消費税のこの仕組みといたしまして、仕入れたものにかかっていた消費税については、売り上げのときに生じた消費税の中から差し引いて、その差額のみを納付すればよいこととなっております。医療機関が医療材料等を業者から仕入れた場合、この仕入れ額の中に消費税部分がありますが、消費税を納めるときに売り上げである医療報酬に消費税が生ずれば、この額から既に仕入れの中で支払っていた消費税を控除した、差額を納付すればよいわけですが、医療の診療報酬は大部分が非課税であるために仕入れにかかっていた消費税を控除することができずに、仕入れにかかっていた消費税が損失となるというものでございます。

厚生労働省においては、診療報酬の中に消費税は織り込み済みであるとの見解でございまして、現在における損税の対応については、何らないのが現状でございます。今後、消費税が増額となれば、この部分はますます大きくなって、何らかの施策がなければ経営に大きな影響を及ぼすことになるわけでありまして。従来のような形で診療報酬が改定されるのか、または他の施策により対応されるのかについては不明でございますけれども、自治体病院を持っている町としては、存

続にかかる重大な問題であると考えておりました、今後の動向を注視し、必要であれば関係諸団体等を通じて、また町としても機会をとらえて、国、県に申し入れをしていきたいと考えております。

次に、消費税増税が町内の産業に与える影響でございます。消費税率の引き上げについては、家計の可処分所得の低下や、税率引き上げ前の駆け込み需要の発生とその反動により、個人消費を抑制する可能性があると考えます。個人消費抑制の影響は、直接商品やサービスを提供する事業者などの売り上げに対する影響につながると想定されます。国内全体で同様の傾向となると考えますが、中小小規模の事業者が多い南部町におきましても、仕入れ、販売を通じて、その影響は少なからず生ずると思われまます。1997年に消費税が3%から5%に引き上げられたときも、同様の影響がありましたが、例えば小売店やサービス業などの町内事業所の皆さんの中には、引き上げ分すべてを消費者価格に転化することは控えられて、税額分相当の割引を行うなど、地元消費者へのサービスに努められたり、農林業、製造業などの事業所では、みずからのコスト削減などに努力され、経済活動を継続されてこられたことを聞き及んでおります。

しかし、今回の増税は長く続くデフレ、国内経済全体の低迷の影響、頻発する災害、震災等の復興半ばということなども考えますと、以前の増税時より比較いたしまして、厳しい状況が想定できるところでございます。

南部町商工会の上部組織であります全国商工会連合会からは、このたびの消費税増税について、厳しい経済環境にある中小企業に対しての国による具体的な支援対策を希望する意見があるように聞いております。南部町内で事業を営まれる皆さんも、消費者でありますので、事業者の売り上げ減少は、南部町内全体の経済活動の冷え込みにつながることも懸念されるわけでありまます。今後の国の施策により、激変緩和措置の導入や、消費需要の落ち込み幅が縮小する対策に期待しつつ、町内産業の動向については、商工会などと連携して取り組んでまいりたいと思ひます。

最後に、この廃止を求めることについてでございますが、さきにも述べましたけれども、消費税増税法案は、この8月10日に設立をいたしてあります。努力目標として、平成23年度から32年度までの平均の名目の経済成長率で3%程度を見込み、増税施行前に経済状況を確認し、総合的に判断した上で、急激な変化があった場合には制度を見直すということも明記されましたが、逆進性による低所得者への負担感の増への対策や、税の社会保障制度への使途などは、まだ明確にはされておひません。6月議会でも申し上げましたけれども、現在の少子高齢化が進み、また人口減少社会の中にあつて、国民が安心して暮らせるために第一に整備し、後退をさせてはならないものは、社会保障制度の拡充でございます。

現在の制度を維持していただけても、毎年1兆円以上ふえ続けるわけですから、改革と同時に安定的な財源確保しなければ、私たちの未来を展望することはできないと、このように思うわけですから。経済が上向きにある状況であれば、税収も伸び、財源確保につながるわけでありませぬけれども、現在の状況ではそれも望めませぬ。消費税は景気や人口構成の変化に影響を受けにくく、安定的に財源が確保できると言われております。社会保障制度のように、使途が限定され、受益者となる私たちが広く、公平に負担することとなれば、理解が得られ、その柱となるのではないかと思います。法律が制定された今、施行するに当たって、いかに公平に過重な負担が生じないように取り組んでいくかということに努力を求めたいと思いますので、廃止ということにはならないのではないかと考えております。

次に、ゆうらくの土地売却についてでございます。過去からの経過を説明しなければ、なるほどと納得していただけるような的確な答弁はできないわけだと思っておりますけれども、長くなりますので、最初に概要を申し述べまして、後ほどにそれぞれの御質問にお答えをしてみたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、概要というか結論的なことを申し上げておきます。1番目でございます。ゆうらくの伯耆の国への譲渡は、町民の皆様と役場と伯耆の国の3者にそれぞれメリットがあるということでございます。町のメリットは、ゆうらく施設を町の持ち物として持ち続けると、建物の経年減価が進み、修理代は、町が負担しなければならなくなります。県が、県立施設を多額の補助金を払ってでも倭の特別養護老人ホームを町に移管されたことから御理解がいただけるものと思っております。3番目、有償で譲渡すれば補助金返還になります。無償譲渡が条件でございます。補助金を返さなければならなくなります。町は施設の建設に対して、町の税金を使用していませんから、無償譲渡しても損をするということには当たりませぬ。

次、伯耆の国のメリットでございます。伯耆の国のメリットは土地、建物という担保価値のある不動産を取得することで、事業展開の資金確保ができるとともに、法人運営の安定を図ることが可能となります。5番目、努力目標として、期限の定めのない町への寄附金3,000万円の支払いがなくなり、内部留保されて健全経営への大きな力になると思われませぬ。

6点目でございます、町民の皆様は伯耆の国の安定的な運営を通じて、特に全国最高水準のゆうらく施設での介護サービスの提供を享受できると思っております。

これは、町のメリットでお話をしましたわけですがけれども、次に、施設の修繕費は、伯耆の国が自分の持ち物として修繕をするようになるわけですから、町は税金投入についてメリットがあり、これはひいては町民の皆さんのメリットと言えます。ほかにもいろいろありますけれども、

わかりやすく概要を最初に結論を申し上げた次第であります。

それでは、最初からですね、初めて聞かれる方もありますので、以前にも何度も説明しましたがけれども、改めて説明をしていきたいと思えます。

ゆうらくは、昭和45年8月に鳥取県下最初の特別養護老人ホームとして設置をされました、西伯特別養護老人ホームがその前進となっております。開設当初から、県立施設の委託を受けまして、町営で運営しておりました。しかし、施設の老朽化と高度な介護サービスの需要にこたえるため、改築が必要と判断いたしまして、平成7年の西伯町長初当選以来、町政の大きな課題として改築を取り組んでまいりました。

県でも、その必要性を認められまして、平成11年に、県は施設の建てかえを条件に、運営の全面的な移管方針を打ち出され、協議を重ねてきましたが、県では、町で引き受けなければ民間に移管することもやむなしという強い方針を打ち出されました。というのも、運営状況は悪化しておりまして、毎年6,000万から7,000万円もの赤字を計上し、県政における大きな課題に浮上しておりました。

町では、6,000万から7,000万円もの赤字を県から町につけかえるだけでは町民の皆様は納得はいかないと考え、その対応に苦慮してきたわけでございます。また、多額の建設費についても、町財政で賄い切れるものではございませんで、県の補助金の大幅なかさ上げを求めてきました。なぜなら、この当時、100名定員のうち、半数以上の方が町外のお方でしたので、多額の町費を投入できるのかということも乗り越えなければならない大きな課題でございました。したがって、県に補助金はしっかりお願いしたということでございます。町費は使わないようにということでございます。

また、平成12年からは、介護保険制度がスタートする予定で、それまでの措置制度から社会保険制度に大きく仕組みが変わる時期でございまして、安定運営に向けて、不明確なことが多くて、この時期、何かと不安の多い思いで過ごした記憶がございます。

介護保険制度での、運営見通しの不明確な部分もございましたけれども、13年度には運営自体を県から町に移管をし、翌14年度には建物の譲渡を受けて、完全な町営施設として運営を開始しました。新しい施設は、15年4月に完成し、名称をゆうらくとしました。そして、ゆうらくの運営は独立採算で行うために、社会福祉法人に移しかえることとして、在宅サービスを提供してこられた西伯町と会見町の社会福祉協議会のヘルパーさんや、地方公務員として老人ホームにお勤めの寮母さんにも一斉に職場を退職して、新しい法人に身分移管をしてもらいまして、旧両町が出捐し、設立した社会福祉法人伯耆の国に管理運営を委託して、現在に至っております。

伯耆の国は、設立以来、健全運営がなされています。施設と在宅、地域との連携、予防機能の発揮、法人利益の地域への還元、本年度からは新たに保育園の指定管理を受けるなど、行政、地域住民との密接な連携、協働によるよきパートナーとして南部町の発展に貢献をいただいていることは御案内のとおりであります。

ゆうらくの土地を譲渡するきっかけは、南部町内にグループホームの建設が必要となったことにございます。南部箕蚊屋広域連合の事業計画の実施に当たり、伯耆の国を事業主体として取り組んでいただくこととなりました。建設のための用地確保に当たり、法人所有の施設はみずからの土地に建設したい旨の申し出を受理いたしました。町といたしましては、従来から土地と建物は一体的なものと考えてきましたので、この申し出を妥当なものと考え、土地の売却を決定いたしました。あわせて、土地と建物の一体管理の観点から、ゆうらく施設についても無償譲渡で引き受けていただくように提案をいたしました。これは、譲渡に当たり、使用目的が変わらなければ譲渡してもよいということと、有償で譲渡すれば補助金の返還となるという県の御指導によるものでございます。

町は社会福祉法人の設立に当たり、見返りがある出資という方法ではなくて、見返りがない出捐という方法で資金を出しております。出捐という方法での資金の出し方は、裏を返せば、法人の設立後は財政的支援をしないという立場をとったという意味合いでございます。伯耆の国はそのことをよく理解され、設立から現在まで、町からの金銭的な支援は全く受けずに、自主自立で御苦労いただきながら、健全運営を継続されております。

しかし、法人の基本財産というものは、町が出捐した1,000万円のみでございまして、200名もの職員を抱える団体として、その経営基盤は弱いと言わざるを得ません。法人として不動産などの固定資産がございませんので、資金調達などに理事長が個人的に保証人となって、銀行資金を融資いただいているような状況にございます。

また、ゆうらくの指定管理は、平成26年3月末までが期限となっております、将来が約束されたものでもございませぬ。そういう意味でも不安定な立場にあるのでございます。伯耆の国としてゆうらくの施設を資産として保有し、安定経営を行い、サービスの充実、拡大を図ることは、町民の皆様への介護サービスなど、福祉施策を発展することに直結し、設立の経緯からいっても、町はそのための支援を惜しんではならないと考えております。また、それは、200名近い働く人々の汗にこたえる道でもございます。町は他の市町村の利用者のために、町の税金を使うのかという批判もございまして、基本的に町の税金は使わずに、ゆうらくの施設建設を行ってまいりました。また、運営についても一切金銭的な支援はしておらず、逆に伯耆の国より努力目

標として、毎年3,000万円余りの寄附もいただいております。(サイレン吹鳴)

今の指定管理の協定では、施設の大規模修繕は町が責任を持って行うこととなっております。町といたしましても、幾らかの税金の投入は必要でしょうけれども、最小限に抑えるためには譲渡できるときに譲渡した方がよいと判断をしています。ただ、土地と建物を一体で譲渡するのがよいのですけれども、グループホームの建設が急務であり、まずは土地を売却する、建物は修繕について、町と伯耆の国との協議がまとまれば、議会に御説明して、承認をいただいております。本年の3月議会で、ゆうらくの土地売却の議案を上程して、御承認いただいたのが、これまでの経緯でございます。

経過の中で説明が足りない部分を補足しますと、総額21億円超でつくった施設を6億円弱で法人に渡すことは、町に大きな損失を与えることではないかと質問をしておられます。ゆうらくの建設事業総額は、備品購入費も入れて22億917万5,193円でございます。財源は、国庫補助金4億4,260万9,000円、県の補助金9億6,507万1,000円、起債5億4,160万円、一般財源2億5,989万5,193円でございます。この一般財源の約2億6,000万円につきましては、一時的に町の公共施設の整備基金などから繰り入れておりますけれども、これは平成13年度から15年度で、県の補助金などで基金へ返しておりますので、ゆうらくの建設には町の一般財源は使っておりません。本年3月に一般寄附として1億8,000万円、土地代金約1億7,000万円、さらに、これまで伯耆の国から毎年寄附をいただきました。合計で、伯耆の国からは約6億円を受け取るようになります。

施設を社会福祉法人伯耆の国に無償譲渡することは、町の損失と言っておられますが、町の財源を使っておりませんから、損失ではないと思いますし、有償で譲渡すれば、多額の補助金を返さなくてはなりませんので、逆に損失が生ずるものと考えております。施設の修繕は、今は余りかかっていませんけれども、今後、多額の修繕費はかかることは必然でありますから、伯耆の国の経営状況が健全で、法人にメリットがあり、譲渡に合意しておられる今が、双方にとってよい機会だと思っております。

次に、土地売却と地方債償還についての経過でございます。売買契約は終わり、登記手続中でございます。土地の代金については、9月末までには納入される予定でございます。地方債の償還は、建物の譲渡後でないとならぬと全額の繰り上げ償還になりませんので、借入金の精算は今のところできません。

最後の質問でございます。米子市は建物を無償譲渡するが、土地は売らないということでございますけれども、米子市でも一体的に譲渡をしたいわけがございますけれども、土地が高くて事

業者が望まないというのが現状であると聞いております。

最後に、町民の負担軽減についてでございます。南部町民の年間所得額が100万円未満の世帯数、200万円未満の世帯数、300万円を超す世帯数につきましては、平成24年度の町民税課税データから御質問にお答えをいたしますけれども、残念ながら現在のシステムでは、個人ごとのデータの集計しかできませんので、御了承をお願いいたします。したがって、世帯ではなくて人数でお答えをいたします。

年間の所得額が100万円未満の方は2,324名。100万円以上200万円未満の方が2,123名。300万円以上の方が1,036名となっております。

次に、年金受給者で年間の受給額が50万円未満の人数、60万円未満の人数、70万円台の人数はという質問でございますけれども、これから申し上げる数は単純に年金を受給しておられる数で、ほかに給与などの収入がある方も含まれております。50万円未満の受給者は889名、50万円以上60万円未満の方は256名、60万円以上70万円未満の方が246名となっております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましたので、順次再質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、消費税の問題ですけれども、町長が言われたことですね、私も認識をほとんどですね、全部とは言いませんが、かなりの部分認識を同じにすること、まず最初に申し上げておきます。

1つは、私は先ほどあったんですけれども、累進課税の、低所得者ほど逆累進になるというのを、これは相当大的な問題であるというぐあいに、私思います。町長もそうおっしゃっていましたが、そのとおりだと思います。

それから、低所得者に対する手だてですね、これが町長が先ほど言われたんですけれども、なかなかはっきりとしないっていうんですか。まだまだ精査されて出ると思うんですけれども、私は、町長も言われるように、早急に示すことが必要であるというぐあいに思います。

それから、医療機関に係る損税の問題ですね、これ非常に大きな問題だと思うんです。特に南部町は地域医療を自治体で抱えていることについては、非常に大きな痛手になる。この23年度の決算でも、非常に大変な頭を痛めておられる状況なんですけど、今後こういうことが税率も上がっていくと、本当に維持管理にどうなんだろうかと、経営にね、大変な不安を持つものであります。町長もおっしゃるように存続にかかわる問題だということですので、私も非常にこれ、大き

な問題であるというぐあいに思います。

それから、町内の産業、それから暮らしにも通じることなんですけども、特に大企業の場合は、それなりの減税の報告もありますが、町内でそういうことに該当するような企業は、まず皆無と言っていいと思います。私がこの中で、以前ですね、3%が5%になったときに、景気が多少上昇傾向にあったんですが、5%になったためにかくんと落ちて、また経済が落ち込んでしまったという状況があるわけなんです。恐らく今度は5%が最終的には10%になれば、大変な状況が起こるといふぐあいに思います。

町内の業者の方に聞くんですけども、今5%は、私が言いますと、本はもうちゃんとそれが入っておりますので、それなんですけど、ほかのこと、部類については自分でかぶる。他の商店の方にも聞きますと、かぶってる部分が多いんだけど、最終的に10%になれば、もうただかざるを得ない。そうすると、逆にお客さんが減るといふことで、逆効果であるといふことを、これは明言されております。全その商店に聞いたわけじゃないですけども、多かれ少なかれ、そういう気持ちを持っておられることがはっきりと想像できると思います。

それから、町長がおっしゃいましたのは、社会保障のために、これを使うといふことになれば、一定のことも理解といふんですか、そういうこともあるといふことだったんですけども、今度、いわゆるコンクリートから人へといふことを言ってたんですけども、この消費税の増税にかかわる分で、やはり公共事業といふんですか、建設にも使うといふことなんですよ。そういうことになると、税と社会保障の一体改革といふのは、内容はどうだったのだろうかといふことなんです。

そこで、私たちが思うのは、かえって内需が落ち込むとお金の回りが悪くなって、当然、所得税といふんですか、企業の払う、商店もなんですけども、それが経済が落ち込むと余計税収が減るといふぐあいに想像は、これみやすいと思うんですよ。それから、あわせてなんですけども、大企業には、研究費だとかそういうことに打ち込んでいくといふこと。そのことをやっていると、減税の部分があるといふことなんですよ。

私はそういうことであれば、むしろヨーロッパなんか、アメリカもそうなんですけども、富裕層から税金をもっと取るべきだと。取ってくださいといふ、富裕層自身が言ってるような状況なんです。それで、大手の会社なんかで言いますと、かなり大きな内部留保金を持ってるんです。これは眠ってるお金なんですよ。そういうお金をやっぱり働く人に還元していくといふことになると、所得も上がれば、それだけお金の回りがよくなる。景気がよく、景気浮上といふことになると、税も上がってくるといふことになると思うんです。

私はそういう面から、ぜひ10%に引き上げられたら、町内で生活する者は、プラス面がなく



てマイナス面が非常に大きくなるということからいえば、ぜひこの消費税の法に対しては、町長の方から積極的に見直す、あるいはやめてくれということをするべきだと思うんですが、これ1点についてだけ答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ほとんどの部分で似通った状況認識を持っておることによってでございますけれども、影響は相当なものがあるだろうなというように思いますが、このたびの引き上げ後に、やはり地方分というものも入っております、現行は交付税分も入れて、地方消費税合わせて2.18ということになっておりますけれども、8%になりますと、これが3.1、10%になりますと3.72ということで、いわゆる地方がさまざまな地方単独事業をやっておりますけれども、そういう地方単独事業の裏財源も2.8兆円ですか、認めるというような、2.6ですか、認めるというようなことになっておまして、私たちの町の地方単独事業の福祉というものの財源にも、これを充当していくという仕組みになっているわけです。

したがって、単純にやめればええというようなことには、私はちょっとならんのではないかと考えているわけです。やめればそのお金をどっかから持ってこんといけんという理屈でございますから、単純にやめてしまえばええということには、ちょっとならんのではないかなあ。これはやっぱり国政の大きな場で景気の動向などを見て判断すると、実施についてですね、いう一項目があるわけですから、景気条項が入っておりますから、そういうものを大局的に見て、国政の場で御判断をいただかんといけんことではないかというように思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間の関係がありますので、消費税についてはここで終わっておきます。

ゆうらくの問題に移らせていただきます。先ほどゆうらくの発足から県立の特別養護老人ホーム有楽苑、倭にありました、そこからのスタートに返って、現在に至る経過をるるお聞きしたんですけども、そこで、私がまずお聞きしたいのは、県立の特老として出発してから町に移管されて、町が直接設立の準備を、町が直接移管した後、設立の準備をした、社会福祉法人伯耆の国、これはいわゆるそこで出したのんは、両町から1,000万円ずつの出捐金、これがあってできたということだと思うんですけど、その点について、再度、正しいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 旧西伯町、旧会見町、500万円ずつ出捐をいたしまして、1,000万円の基本財産で設立した法人でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そこでお聞きするんですけども、伯耆の今の落合に建てかえたときなんですけども、このときに土地の購入だとか、あるいは、土地の購入にも町職員、そして、町職員が補助申請だとか記載など、このことも町の職員がその段階でやったということですね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。土地の購入については、土地開発公社が用地先行取得を行っております。用地交渉から、さまざまなことですね、用地の取得に至る事務については公社、あるいは町、一体となって取り組んだということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 土地開発公社というのも、これは町の職員がその土地開発公社の仕事の一部分を受けてやるということですね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町の職員兼務辞令でお世話になっておるということでございます。また、臨時の職員さんなども、当時どうだったかはわかりませんが、雇用して公社の運営を行っておるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 結論からすれば、開発公社がということが実際の仕事をやったんだけど、町の職員も大きくかかわったというぐあいに思います。

そして、社会福祉法人で資産等に関する主な要件、で、基本財産というのんがちゃんとあると思いますが、その内容はどのようなものでしょうか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。うろ覚えなので即答がちょっとできない状態です。申しわけございません。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私もちっと心配して、事前にこれ言っとかなきゃいけないのかなと思ったんですけども、ここに手元にありますので、ちょっとこれを読みますが、うろ覚えの段階で、ずばり100点とか50点ですということは言えないと思いますが、ちょっと言いますので、これは法ですので、ちゃんと示しておりますから、ちょっと読みますよ。

社会福祉事業を行うために、直接必要な物件について所有権を有していること。で、具体的には国、または地方公共団体から土地や建物について貸与または使用許可を受けている場合や、そ

れから市町村、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、国または地方公共団体以外の者から土地の貸与を受け、その土地について事業の存続に必要な期間の地上権、または賃借権を設定し、かつこれを登記した場合には所有権を有している必要はないということで、この中の方は別として、最初の方でいうと、国または地方公共団体から土地や建物について貸与または使用許可を受けている場合、所有権を有している必要はないということなのですが、これは文章なんです、私は文章の中身を変えて読んでるわけじゃないのですが、どうでしょうか、課長。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） それと、伯耆の国との関係ということでございますでしょうか。町が建てた施設でございますので、そこに書いてございますように、伯耆の国が資産を持っている必要はないというところでよろしいかと思えます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長にお聞きします。先ほど言ったように、資産のことなんですけども、私は土地を、6月議会でこのように言うておられますね、土地を買うことが長年の夢であったってということは、これは伯耆の国の理事としての答弁であると、私は思うんですけども、どうして、土地を売る必要があるのでしょうか、再度お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど何度もゆっくり答弁しまして、説明をいたしましたけれども、1,000万円だけ基本財産があっても、200名もの職員を抱えている法人の運営はうまくいかないわけでありまして、したがって、銀行からの資金融通を受けて、その資金を借りながら、ぎりぎりのところを運営してやっておるということでございます。このたびのグループホームの建設にいたしましても、早速資金がないわけでありまして、どっかから借りないけんわけです。土地を担保に資金を借りて、建設をするということでございます。そういう流れがないと銀行さんもなかなか遠慮なしにお金を貸していただけないということでございますので、その辺は御理解いただかんといけんと思っておりますけども。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、以前も私が閲覧の中で、議員控室に出ておった、見ますと、これ、毎年、先ほど町長が言われた、毎年3,000万何がしをずっと寄附という形で町へ入っているわけですね。しかも、その上にですよ、毎年利益を留保されたんでしょ。金額はここに頭にはっきりないんですけども、2億数千万円留保のお金があるわけなんです。つまり、今の中で私は、資産を持たなくても安定した状況ですから、できると思うんですよ。

もう1点、そこで聞くんですけども、以前は、土地と建物を一緒になければいけないということと言われたんですね。今回はグループホームなんだという、建ったということで、その件からというんですけども、今でもその土地と建物が一緒になければいけないという考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。法人を運営いたしておりますと、最初1,000万からスタートしました。借入れを起こして、トータルで2億8,000万円借りております。これも何度も言っております。借入れを起こして、やりくりをしながら10年がたって、ようやくわずかな積立金もできておるとい状況でございます。内部留保、内部留保とおっしゃいますけれども、借金のこともおっしゃいませんが、一つもね、借金もあるんですよ。そういう借金も抱えながら、内部留保金も積みながら、今、運営をしておると、こういう状況でございますから、私は200名もの人間を抱えてやっている法人としては、非常に経営基盤というのは弱いと思っております、弱い。これは、赤字になって、町が支援をしてくれるならですよ、そんなことは必要ありませんよ。せんでもええ。しかし、赤字になっても町は一切支援はしてくれません。そうでしょう。ですから、土地、建物を取得して、それを担保に銀行からお金を借りて、例えば今回のグループホームの事業を遂行すると。これはそのまま町民の皆さんの福祉の向上に役立つ仕事でございます。そういう仕組みになっているわけでございます。

それから、一体がいいかということですけども、当然でございます。あの土地にグループホームを建設、今いたしておりますけれども、どこを歩いてあの土地に行くんでしょうかね。やっぱり自分の土地の上に自分の建物を持つというのが、私は一般的な考えではないでしょうか。そのように考えております。土地と建物は一体的に運用すべきものだと、このように思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどグループホームの出入りですけども、どこを歩いていったらいいでしょうかということなんですけども、当然私は今のゆうらくの土地の中を、通路というんですか、歩く、歩かれるか車いすかわかりませんが、されればいいと思うんです。なぜ、私がそういうことを言うかといいますとね、借地料とかそういうものを今度売却した後、どうするんですかって言ったら、それは取りますと。向こうは取らないということ言ってるんだということ言われましたね。と、今も別にゆうらくの建物の中を、使用料として、使用料の形だと思っておりますけども、寄附金で3,000万円ぐらい、3,000何がしか入ってるんですよ。私は同じ福祉のそういう介護施設の建物であれば、別にそこを、グループホームは、伯耆の国のものだから、別のところ歩けとか、そんなことはないでしょう。私が特に言いたいのは、ゆうらくは

高齢者福祉の拠点というぐあいに位置づけてあるわけなんです。町長は南部町は福祉の町ということを常に言っておられるんですよ。そういう中であれば、町がきちんと将来もこれを保有してやるべきであるということだと思います。その福祉の町の高齢者福祉の拠点ということについて、どのように考えておられるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。さっきどこ通っていくのかということですけども、これはそういう意味ではなくてですね、自分の土地を持って、堂々とやりたいという意味合いでちょっと言ったので誤解がないようにお願いします。

それから、高齢者福祉の拠点ということはもう間違いありません。これは、本当に町長として誇りに思っております。外国からも視察が来るといような状況でございますから、日本を代表する高齢者介護施設だというように思っておるわけです。施設も立派だけど内容もいいということでございます。間違いなくそういう施設が南部町にある。その施設の運営をしている法人というものが、これは安定的に続きませんと、超この不安定で左前になってどっかの法人のようにおかしな事件を起こしたりですね、そういうことがあってはいけんわけです。やっぱり安定経営をして、地域社会にしっかり根をおろして、自立してやっていくと、成長していくということを私は描いております。

町長も福祉を一番大事に思っておりますけれども、いつまでも町長でおるわけでもございません。または町政が変わるといこともあるわけでありまして、どのような時代になってもやっぱり伯耆の国というものが南部町における福祉の一番中核的な法人として、サービスを提供する中核的な法人として発展をし続けるということ、自立しながら発展し続けるということ、大きな命題と考えて、これを町の方は支えていくということに、私は町の大切な仕事があるだろうといふように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと今の答弁の前になるんですけども、やっぱり土地と建物は一体であるということを考えておられるということですね。そうすると、今も土地の登記の段階と、土地の売買については、もう登記の段階になったという答弁だったと思うんですよ。そうすると、今、今まで23年、最近までは土地と建物は町の所有で一体だったんですよ。ところが今は、土地を伯耆の国に売ったんですから、土地と建物は一体じゃないですか。この点について、どうですか。私はちょっと聞きます。私はつまり無償譲渡の、これは前提ではないかということ、を思うんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。前提とかそういうことではなくて、もう前からこのことは最初から一貫して、土地と建物は一体で、それから建物については無償譲渡ということを書いておまして、前提ではないかというようなことを、今になって改めて言われると、ちょっとびっくりしますけれども、ちょっと、議長、議論を一層深めたいと思いますので、基本条例10条の規定によって、私の方から質問させていただきたいと思いますが。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと議長待って。どこの議論を深めたいか、ちょっと言ってくださいな。

○町長（坂本 昭文君） それは聞いてください、私の質問を。

○議長（足立 喜義君） 南部町議会基本条例第10条に規定する質問の許可の申し出がありました。論点を明らかにするため質問を許可します。時計をとめ……（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 植田 均君） 何にもかんにも無制限で議長が許可されるのは、10条に違反しますよ。（「議長が決めることだがん」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 始めてください。

○町長（坂本 昭文君） それでは、基本条例10条の規定によってお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、この伯耆の国が設立以来、自主運営で自立してずっとやってきております。加えて町の方には3,000万円ずつ寄附をするというような形で来たわけですが、万一伯耆の国が赤字になってもう運営ができなくなったときに、運営ができなくなったときに、町は支援をできるのでしょうか。するお考えがあるのでしょうか。そこをちょっとはっきりさせておきたいと思えます。どうですか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 逆質問でやられるんで、あれなんですけども、私は先ほど言われたように高齢者福祉の拠点であるゆうらく、これが職員の皆さんの努力によって万が一赤字になったという場合を想定する。私は今、指定管理やっておられますね。ほいじゃ指定管理のところに管理料で逆に使用料としてもらうというんじゃなくて、管理料として払っておられる場合が多いでしょう。赤井議員の質問であったですけども、地域振興会、いわゆる緑水園のあの一体が、あれも指定管理料として出されておられますね。だから、私はましてや、こういう拠点施設であれば、私はこれはなくてはならない施設ですから、出すべきであるというぐあいには思えますね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 拠点施設なので出すべきだということでございますけれども、なかなかそういうわけにはきつとかないと思います。

それでは、2点目に続きます。建物というものは、これは建設したときが一番お金のかからな  
いい状態なんですけれども、これが20年たち30年たち、経年するごとに劣化をしまいい  
まして、修繕費などが多額にかかってまいります。これを、今はそんなにかからんわけですけれ  
ども、町が持ち続けて、指定管理を出す方として、修繕料も払い続けた方がいいのか、あるいは伯  
耆の国がみずからの所有物として自己管理しながら、施設の延命化を図ってやった方がいいのか、  
どちらがいいと思われますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この間というか、6月の議会でこの修繕のことで、こうい  
う答弁をされておりますね。専門家の意見では、ゆうらくの修繕には約10億円が必要だとい  
うぐあいに専門家が言うておられるということなんです。そうすると、私はこの修繕を恐らく、  
いつされるのでしょうか。逆に聞きたいんです。無償譲渡されることの前にやられるのか、修  
繕をされてやられるのか。私は修繕をしてやられるということになれば、このお金を一体どこか  
ら出すんだらうかということ。私は結局、結論として……。

○町長（坂本 昭文君） そういうこと聞いてませんが。

○議員（13番 亀尾 共三君） 結論としていけば、指定管理を続けて、今までの従前のように年  
間に寄附金というのは、私は項目としては悪いと思うんですが、使用料とかそういう形で出され  
て、そのお金を拠託しておいて、修繕費の中に回す。あくまでも私は町の財産として、持つべき  
であるということ、そのように考えてるんです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 修繕費を町が払ってでも持ち続けた方がいいという御回答だったというよ  
うに受けとめさせていただきます。

次に、社会福祉法人伯耆の国が20億円で老人ホームを建てた場合の財源なんですけれども、  
国の補助が半分、県の補助が4分の1、自己資金4分の1で整備することになります。そうしま  
すと、15億円が補助金、残り5億円は借入れということになるわけです。このことは町が施  
設整備しても伯耆の国が施設整備をしましても、補助金額は同じでございます。町は自己資金部  
分は全額地方債として借入れております。ゆうらくで整備でも条件は同じでございます。町が  
借入れてきた地方債を伯耆の国からの寄附金で返してきたということについては、亀尾議員も

御存じでございますが、さて、伯耆の国がゆうらくを建てられても同額の補助金を受けられ、町の借り入れも伯耆の国が返されたということで、建物を無償譲渡した場合に、町に損失を与えたというようなことになるものなのではないでしょうか。その見解をお答えいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど、町長からお聞きの点では、いわゆる私が申し上げたのは、約22億円を約6億円で無償で出すということ。つまり伯耆の国になってしまうということなんですけど、それで、その建設の財源ですね、これは補助金で含む分が含まれているということなんですけど、私は税金には変わりありません。税金でつくったものを民間の、民間ですね、福祉法人も。そこに、なぜ移管しなければならないのかということなんです。私は、そのことが損失であるというぐあいに理解しているわけなんです。

○町長（坂本 昭文君） なら、最後の質問。

○議長（足立 喜義君） 最後の質問。

○町長（坂本 昭文君） 今のお答えなんですけれども、民間とおっしゃいましたけれども、純粋な民間ではございません。町がお金を出してつくった社会福祉法人ということで、税金も免除されて、この地域の福祉を一体的に行うという使命を帯びておるわけです。ですから、どっかの会社にやってしまうということではないということを、念のために話しておきたいと思えます。

最後なんですけれども、今までの亀尾議員さんのお答えは、一貫して町が面倒を見るべきだ、町が税源を出いででもすべきだということをおっしゃっておられますけれども、町はなかなか、何といいたいでしょうか、財政的には非常に厳しい状況でございます。いつも言っておられますように、国保の値下げだとか、さまざまな課題があるわけです。特に財政問題については厳しい。そういう厳しい状況の中にあって、特に自立して自分たちでやっていきますということを言っている団体に、なぜそこまでこだわられるのかということが、私は不思議でならないわけです。

それと、もう一つ、あの施設は、保育園なんかと違って、保育園は町内の子供を基本的に受け入れております。あの施設は保育園なんかと違うところは、町外のお方でも遠慮なしに入ってもらえます。御存じのとおりだと思いますけれども、そういういわゆる赤字だけえ出してやれ、これは町民の皆さんが利用しておられることなので、長いこと御苦労かけたので、町のお金を出いでええのではないかという議論も成り立つかもわからないけれども、町外のお方も入られますよ。そういうお方に町民の税金を使ってもいいんじゃないでしょうかね。そこをお考えをお聞かせください。



○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） お言葉を返すようですが、町民だけが町の在住の方だけがゆうらくを利用してるということは私は思いません。町外の人。じゃ仮に聞きますが、緑水園に指定管理料出してますね。それで、あそこも町外の人が利用するんですよ。同じじゃありませんか。私はそういう考えでおります。

○議長（足立 喜義君） それでは、これで、南部町議会基本条例第10条に規定する質問を終わります。

時計を回してください。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） お聞きします。売却したお金ですね、1億7,155万6,768円ですか、これは介護サービスの会計に繰り入れられましたね。それで、これを土地の返還ということに充てられたんですが、もう1点、24年度になってからだと思えるんですけども、今まで三千数百万を寄附として入れてるんですけども、24年を最後にして寄附金はこれでおしまいだということを言われたんですが、ということなんですが、この金額は幾らだったのでしょうか。そして、この金額がどういうぐあいな会計に処理されたのか、この点についてお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。1億8,000万だったと記憶しております。これは、減債基金の方に積み立てております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私、この23年度の決算を見ますと、介護サービスのところで、どういうぐあいに起債償還にどうなってるかということを見ますと、起債が23年度末の起債残高は3億4,669万498円というぐあいに明記されておりますね。私は、寄附金が毎年入るのは、これは建設にかかわる起債の方の返還に回すということではなかったのでしょうか。なぜ、減債基金の方へ入ってるんですか。どうしてですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。減債基金は起債の償還を目的に積み立てるものでございますので、別に何ら問題ないと思っておりますが。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1億8,000万は、これはこのゆうらくの起債の償還に充てるんですか。いつ充てるんですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。当然、繰り上げ償還があれば、そのときに使うべきだと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これは、1億8,000万円は、じゃ、繰り上げ償還になれば、これは全額、1億8,000万円はゆうらくの起債分に繰り入れるということなんで、使うということですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 繰り上げ償還になれば現在の残高の方が3億数千万あるということ認識しておりますので、当然その分に足りないわけでございますから、この分を充てられると考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 残りの部分については、これはもういわゆる寄附金が入らないわけですから、一般財源で返す考えということですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。これ一般財源で返すしかないと考えております。（「土地代が入ってない」と呼ぶ者あり）あ、失礼いたしました。土地代も入りますので、そちらの方もあてがって返済することになると思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 土地代は幾らの予定されてるんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほど亀尾議員がおっしゃったように、3月議決いただいた金額が土地代でございます。それと合わせて、1億8,000万と合わせれば、起債の残高を超える金額になりますので、今まで説明したとおり、一般財源という投入はないと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） それで、全額この1億8,000万円をもらった分と土地代とで、起債は全部終わるとということなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。土地代の金額と、それから寄附金の金額を合わせま

すと、現在の起債残高よりも多いという状況になります。したがって、そのままの状況なら、全部終わるといように思われます。

ただ、起債は長いことかかって返すわけでごさいますて、繰り上げ償還ということになれば、お金を貸した方がどういう条件を言ってくるのかもわかりません。それは繰り上げ償還になった時点で、また御相談をするということでごさいますて、基本的には、土地代と寄附金合わせまして、起債の残高を超えておりますから、それで十分賄える額だということでごさいます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 土地売却で入ったお金というのは、これ、土地を購入するときのお金には、じゃあどうして、どういうぐあいに返されたんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほどの町長の答弁の中にもございましたけども、22億ほどの建設事業費がかかっております。この中に、土地代の造成費も含まれておりますので、説明したとおり、町の一般財源を投入してないという格好で、土地開発公社の方にも返したという格好にはなっております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと代金の方では、ここの場で終わりますけども、1つ、米子の土地のことを町長、答弁いただいたんですよ。米子の土地のことをよく見ますと、吟味してみますと、これは、私はこうなんです。土地を売らない方が私は有利だと思うんです。その理由は何かという、市町村が所有する土地には税金がかかりません。それからもう一つは、土地は維持管理費というものがかかりませんね。これは、地震とかそういうことで地盤が変わらん限りはそのまま使いますね。もう一つ、これ、大きな問題だと思うんですけども、仮に法人が解散したら、そういうことはなかなか想定外かもしれませんが、仮に解散した場合は、土地は、これは国が取り上げるという言い方は、言い方は……。国の財産になるわけなんです。だから、上の分についてはそうだけれども、下の土地については、これは手放さない方が町の自治体にとっては、非常に有利であるというぐあいに思うんですよ。その点についてどうでしょうか。この3点について。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でごさいます。先ほどから何度も言うておりますように、法人が解散したらというようなことをおっしゃいますけれども、解散するようなことにならないように、経営基盤を強化するために支援をするということなんです。今回のグループホームを建ててい

ただきたいというのは、これは町の思いなんです。伯耆町にも日吉津村にもあるのに、南部町にありませんから、町にもグループホームが欲しい、認知症の高齢者の方の対応をしたいということで、公募したら伯耆の国しかなかったの、じゃあ伯耆の国にお願いしますと、町がお願いして。しかし、お金は出しませんよということなんですよね。伯耆の国では、調達せんといけんでしょう、資金を。グループホームを建設するのに約2億円近くかかります。そのお金を結局、土地を担保にしてでも、あるいは建物を担保にしてでも、銀行から借入れをして健全な運営をしたいということなんですよ。

町の方の仕事は、そういう南部町を代表する福祉の中核的な法人を自立するように支援をしていくということだろうと思っております。なくなったら、国に召し上げられるなんてことは、もう考えたこともございません。とにかく経営基盤をしっかりさせて、自立をして頑張っていたいただきたいという思いでいろんなことをやっております、その部分がやっぱりどうしても亀尾議員と合いませんので、一致点がなかなかないんですけれども、そういうぐあいに発展をしていただきたいと思っております。

これはどげだったかいな、ほかにあったかいな。

○議員（13番 亀尾 共三君） いや、それだけです。

○町長（坂本 昭文君） それだけ。

個人も、法人も、団体も、とにかく自立をして、自分の足でしっかり立って、自分の頭で考えて、町の発展のためにお互いに切磋琢磨頑張るとというのが趣旨でありまして、町が何も関与して、あの団体、この団体、全部口出してやるようなことは全く考えておりません。

それから、1つだけ申しわけないけど言わせてください。さっき緑水園のことをおっしゃいましたけれども、緑水園は、これはもう目的が違うでしょう。集客施設で、地域振興のための施設なんですから、来ていただかないけん、ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと、しり切れトンボになっとった分がありますので、もう一度返るんですけども、先ほどゆうらく建設のための起債償還には、土地の売ったお金と、それといわゆる寄附金の1億8,000万で、これで多少は、でも余るという町長の答弁だったんです。

で、もう一度聞くんですが、修繕ですね、修繕は無償譲渡した後ならいいんだけども、無償譲渡する前にやるとすれば、このお金は一般財源で出すんでしょうか、もう一度聞きます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 無償譲渡をした後は、基本的に伯耆の国が修繕しなければいけません。これは持ち主が自分の家を直すのは当然のことです。しかし、今、後か前かっておっしゃったわけですが、壊れてないところを事前に直して渡すわけではございませんから、結局、修繕についてのいろいろな協議をしておくということです、事前に、渡す前に。町としての責任はどこまで果たしますよとか、伯耆の国はこういうときにはこういうぐあいになりますよというような事前に協議をして、今後、20年、30年先までの約束をしておくということでもあります。そういう協議が調ってから、そういう条件を議会の方に御相談して、ちょっとそれは足りんだないかとか、もうちょっと出してやれとか、あるいはちょっと出し過ぎじゃないのか、そういう協議を議会の方に最終的にお諮りをして、協定をしながら進みたいというように思っております、最初からまだ直す必要のないところ直して、渡すようなことではありませんよ。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 聞きます。協議の結果、どうなるかわかりませんが、仮にここを直してもらえたら、譲渡してくださいということもあり得るということも、例えて言いますと、今の現状ですね、建物の、しかしこちら辺、どこの部分が傷んでるんで、譲渡の前に、ここを修繕してくださいということもあり得ると、想定としてあり得るといことなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういうことも当然だろうと思います。今壊れているものは、今の協定の中で、町が全部直さんといけません、大きな修繕については。これは町が当然直さんといけんわけでございます。小さい修繕については伯耆の国がするという協定で、指定管理の協定で進んでおりますので、大きなものが壊れておれば、事前に、あるいは指定管理をする方の町として、その責任はあるというように思っております。そういうことも含めて、壊れたものは直さんといけんわけです。ただし、壊れてないものを、今、直すわけではございませんから、5年先、10年先に壊れたときにどうするかという話を協議をしておきたいということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） このゆうらくの問題は、これが最後なんですけども、私は、今、土地を伯耆の国に売却したんですけども、答弁の中では、今もう契約も終わって、登記の最中だということなんです。ということは、もう売買が成立していることなんですけども、私は、あくまでも、土地も先ほど言いましたように、土地は税金もかからないし、そして修繕というのが、管理費も要らない。そういう状況ですから、やはりこれは町がきちんと所有していくということ。もう売却してるんですから、買い戻してでもやっぱり持つべきだということを主張しておきます。

次に、今度は、住民負担の軽減なんですけども、今、聞いたんですけども、年間所得が100万円未満の方、家族がおられて、それは含まれるかの考慮の必要があるかもしれませんけども、いわゆる200万円以下は、ワーキングペアと通常言われておりますね。生活が非常に状況が苦しいということだと思えます。その方が、100万円未満が2,324人、それから200万円未満が2,123人ですか、おられるということですね。それから、年金受給者で、これが年間の50万円未満の方が889人、それから60万円未満の方が256人とおられますね。私は、家族構成にもいろいろよると思えますけども、しかし、これは、生活保護世帯の基準からでも下がってるんじゃないかというぐあいに思えます。

ちなみに、最後なんですけど、所長から南部町のところの生活保護基準というのは幾らでしょうかお聞きします。なかなか数値を出すのは難しいと思えますけども、一たんこのような状況ではこれですよということをお答え願えたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。生活保護基準の額についての御質問ですが、これにつきましては、世帯の人数と年齢、障がいの程度などによって、個々に計算させていただきますので、それぞれの世帯で最低生活費は違いますので、一応、例といたしまして、ひとり暮らしの高齢者世帯と高齢者夫婦世帯について、平均額を出させていただきたいと思えます。

ひとり暮らしの高齢者世帯につきましては、65歳の場合、1カ月で6万1,640円、70歳の場合は5万9,170円となっております。また、高齢者夫婦世帯につきましては、夫婦とも65歳の場合は、1カ月が9万3,210円、70歳の場合は8万8,270円となっております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員、余り……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がありませんので、これだけ、はい、言っておきます。

○議長（足立 喜義君） ありませんので、まとめてずっと質問してください。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。今、これ、所長から聞いたんですけども、100万円未満とか200万円未満、いわゆるワーキングペア、そして年金生活者の場合は、既に65歳以上だと思えますけども、とてもこの中で、日々の生活が大変な上に、私が申し上げたいのは、国保税だとか、あるいは介護保険料、そして上水道が値上げになりましたね、料金が。このようなことを引き下げることをまず考えていただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（足立 喜義君） 答弁はいいですか。

○議員（13番 亀尾 共三君） いいです。

○議長（足立 喜義君） 以上で、13番、亀尾共三君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は1時30分であります。

午後0時35分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、南部町のランドデザイン策定について質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、ランドデザインという言葉について、少しだけ説明をさせていただきます。その意味としては、壮大な図案、設計、着想、長期にわたって遂行される大規模な計画と辞書には出ております。

単年度主義の予算消化で、なかなか長期的な視点を持ちにくかった地方自治体でも、このランドデザインを独自に策定するケースがふえているようです。南部町には平成17年度から平成26年度までの10年間を期間とした総合計画がありますが、これは余り将来予測に基づいた計画とはなっていないようにとれます。ランドデザインとは、これではまだ言えてないのではないかという思いで質問をさせていただきます。

さて、一般の企業が事業計画を立てる場合には、単年度計画ならその1年間の、中期や長期の計画であれば、その期間中に市場の人口動向や、競合動向、お店などでは新しい道路ができたなら、人の流れがどう変わるかなど、動向を、単純未来をまず想定し、それを踏まえて自社が取り組みたいこと、取り組まなければならないことを加味して、計画期間終了時の自社のあるべき姿を実現するための計画を作成しております。

高度成長期には、人口がふえ、需要が増加していったために、この単純未来が、何もしなくてもかなり上向きな結果となりました。さらに、売り上げを上げる、利益を上げる、企業を発展させるために、こんなことに取り組みますでよかったはずです。ところが、バブルの崩壊以降、物

が売れない、商品の寿命が短くなる、大口顧客の企業が海外に行ってしまうたり、倒産したりと、計画策定期間が終了した時点の企業や経営状況のシナリオをシミュレーションすることが非常に難しくなってきましたし、数多く存在する経営に対するマイナス要因への対応策を策定することが非常に難しくなってきました。しかし、金融機関や、お取引先、大企業であれば株主の信用を獲得し、企業を存続させていくためには、いかに総合的、かつ綿密に将来予測を立て、自社にとって都合の悪い現実も直視し、可能な限りの有効な対応策を立案していくことが求められています。

翻って、町の総合計画ですが、策定時から10年後の町の様子や、町民の暮らしぶりの将来シナリオというものは、どこにも描かれていないように感じます。高度経済成長時代のように、何もなくてもどんどん発展していくというのであれば、必要はありませんが、人口減少と高齢化が一遍に進んでいく、それに伴って地域の経済力も弱くなっていく、町の財政も税収減や、交付税の減額は避けて通れないとなれば、いかに都合の悪い、考えたくもない将来シナリオであっても、できるだけ確実性の高い予測を行うべきです。そして、それに基づいて初めて、町の経営計画とも言える総合計画、ランドデザイン策定の入り口に立つことができるのだと思います。

最近、私たちの世代も、いや、もっと若い世代の人たちから、自分たちは何てタイミングの悪い時代に生まれてきたんだろうという声をよく聞きます。60歳から支給されていた年金は、実質的に制度破綻し、支給開始年齢が65歳に引き上げられました。しかし、それで自分たちが65歳になったときに、本当にもらえるのか、もっと先の70歳とかにさらに引き上げられているのではないかと。また、もらえる金額は、一体どれだけ少なくなっているのかなどです。

消費税についても同様の声が聞かれます。一体将来的にどれだけ引き上げるんだと。年金の制度維持の必要性や、福祉、社会保障関連費の増加を消費税で賄っていくという制度の仕組み、さらには、現在起こってしまっている、返せないほどに膨らんだ公的負債や、財源不足という状態を何とかするためには、消費税を引き上げるしか方法がないということは、かなり多くの方が理解しておられるようです。ただ、皆さんが怒っている、または、あきらめているのは、年金制度や福祉の各制度が継続性や、世代間の公平性、将来予測を十分検討し、責任を持って制度設計や制度運営がなされていなかったのではないかとということなのです。決めたとおりにやっていたら、立ち行かなくなったので、消費税負担をふやします、保険給付を我慢してください、これでは、国全体の経済動向をお考えの大企業の経営者などは別としても、ほとんどの国民、住民が納得できないのは当たり前です。こんなこと随分前から予測できていたことだったんじゃないか、だれが考えたって成り立たないことはわかっていたことじゃないかと。



国の政策や、県の政策は、それぞれ国や県で策定され、国会や県議会で決定されていきますから、私たちに決定権はありませんので、この場で言っても仕方がないかもしれません。それだからこそ、基礎自治体は、国や県の動向をにらみながらも、自分たちの裁量の範囲内で、5年後、10年後、20年後の自分の町の姿を予測し、それをできるだけあるべき姿、望ましい姿に変えるべく政策を企画、立案し、実行していかなければならない使命があります。

ことし、おぎゃあと生まれた赤ちゃんが、一般的に大学を卒業するころの2035年、今から23年後ですが、南部町の人口は大きく減少し、年齢別人口構成は、高齢者と若年者を合わせた人口と、社会を支えていく働くべき年齢の人口がちょうど同じになります。一人で一人の高齢者が若年者を支えていかなければならない社会になっているということです。

こういう話をしますと、まあそのころ、わしはもうおらんけんなどということになるケースがよくありますが、23年後です。現在の平均余命を考えれば、ここにいらっしゃるほとんどの方がまだ元気で暮らしておられることになります。20数年後の私たち自身が、ああ、人もおらんよになったし、若者はもっとおらん、仕事もなくて金もない、わしらの面倒を見てごすももおらん。もう南部町は終わったなと嘆き合うのか、あのころは随分心配しとったけど、人口減少も予測しとったほどじゃなかったし、最近はずいぶん少いけど、子供もふえ出した。仕事もあるし、老後の不安も余りないなど、よかったよかったと言えるのか、まさしく他人事ではありません。将来予測に基づいた町の経営計画、設計図となるランドデザインが示されるべきであると考えますが、町長の所見を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員のランドデザイン策定についてという大きな御質問でございますが、お答えをさせていただきます。

2035年ごろの我が町の状況は、どうなっているかということでございますが、平成17年度に策定した南部町総合計画によると、2026年の人口は1万1,430人と予想されております。直近では、平成20年12月に推計された国立社会保障人口問題研究会の資料によりますと、2025年には1万438人と報告されておまして、総合計画の人口推計よりも減少カーブが大きくなってきております。現在は、住民基本台帳では、本年7月末現在、1万1,626人で、急激、かつ着実に人口減少が進んでいることがうかがえます。また、世帯数についても同様な減少傾向が見受けられます。独居世帯は逆に増加傾向にありますし、高齢化率の上昇も奥部、集落だけの問題ではなく、昭和40年代に造成された住宅団地にも多く発生しており、

全町の大きな問題となっております。そのことで、各集落維持や経営にも大きな負担と問題を投げかけていると思います。こういった人口減少や、高齢化問題に起因して、農、商、工業における後継者問題、公共交通問題、高齢者介護や医療問題など、あらゆる問題に派生していると考えます。

農、商、工業関係に目を転じますと、それまで町民の生活の基盤を支えていただいていた小さな商店の店じまいが目立ってまいりました。これは消費者のニーズの多様化や、後継者問題などいろいろなケースがありますが、時代の潮流には逆らえないことも事実なのでしょう。非常に寂しい限りです。また、町内の誘致企業にあっては、昨年1社が製造拠点を海外にシフトしたことにより撤退しました。製造業が多い本町の誘致企業は、円高による原材料の高騰や、消費税増税による買いかえの影響をまともに受けることとなりますが、現状では懸命な企業努力により、頑張っていると思います。

農業はと申しますと、本町の生産基盤であることは疑う余地のない事実ではありますが、後継者も見つからず、苦慮しているのが現状でございます。このままでは、農地の維持ができず、農業が衰退することが十分予想できます。団塊の世代が後期高齢者に突入するまでに、まだ15年近くありますので、この間に新しい発想による農業の展開で成果をおさめ、若い世代の身近なよき目標となっただき、次の世代へ農地と農業をスムーズに引き継ぐという戦略が必要と考えます。

高齢化の問題では、生活路線を公共交通対策で維持することが重要になってはいますが、現状では、乗車される方が少なく、維持することが難しくなっています。しかしながら、地域振興協議会の皆さんの路線存続運動や、共助交通システムの導入といった新しい取り組みがなされておまして、何とか現状路線を維持できているというところがございます。独居がふえている原因の一つには、子供が生まれ育った我が家に帰らない、帰れないといったことがあると思います。このことが高齢者介護、ひいては高齢者医療の問題にも及んでいると思います。以前、家族は苦労しても、先代の介護や面倒を見るといったことが、家族のきずなを構築してきたものでありますけれども、現在は仕事や住環境の多様化などで、親元を離れて住む方も多く、他の方の力をかりて親の面倒を見ている実態が多く見受けられます。こういった状況を見据えて、福祉、医療の町、南部町を目指してきたわけがございます。

このような状況を踏まえての我が町のあるべき姿はこうありたいといった姿でございますが、まずは、町の人口減少率をできるだけ抑えることが必要だと思います。人口や世帯数が減少する中で、本町の小・中学校の児童生徒数は、平成12年度と平成22年度の比較で微増となっております。

ります。鳥取県下では珍しい現象が起こっているわけでございます。これは、平成16年ごろの宅地造成や、定住施策により、若い世代が本町に流入した結果だと判断します。また、保育料が近隣に比べ安いことも、若い世代が定住する要因の一つであったと考えます。これにより、一時的ではありますが、人口減少は鈍化していましたが、このままですと、全国的に見ても人口が減少することは目に見えておりますし、今後、本町だけ人口が極端にふえることは予想されがたいと考えます。ただし、東日本大震災や、今後起きることが予想されている東南海沖地震や、高度情報網、高速交通網の発達などにより、人口や産業が都市部一極集中といった時代は、もはや終わり、地方への人口移動が始まってくると思います。そういった移住、定住者をターゲットにし、安心安全で住みやすく、環境に配慮した子育てしやすい町づくりが必要だと思っております。

現に、地震が発生することが予想されている地域の企業は、BCPといいまして、業務の継続計画の策定に入り、災害が起こっても、製造活動や事業活動などを維持できる対策に乗り出しております。これは地震に影響を受けることの少ない地方に、工場、事務所、従業員を移すことで、リスクを分散しようといった動きでございます。1つの企業でも本町にリスク回避で立地していただくと、大きな町の姿が変わると思います。また、気ぜわしい都会を離れ、ゆっくりと家庭菜園でもしながら、子育てを楽しむといったIターンの欲求も高まっています。昨年、大阪で行われた移住定住相談会がきっかけで、本町に移り住んだ方もいらっしゃいます。こういった時代の流れを適切に読み、それを本町の政策としていかに利用するかで、今後の南部町の将来を組み立てることが大切だと思っております。

では、それを実現するために、行政として重点的に取り組むべきことに言及したいと思っております。すべての問題の根幹は、人口増加対策と高齢化問題だと思います。国立社会保障・人口問題研究所の調べでは、本町の人口は2035年には、9,399人になると予想されていますが、少なくとも現在の人口を維持することを目標としますと、都市部からの人口流入を受けとめる策と、都市部への流出を抑える策が必要であると思っております。具体的に6つの視点について申し述べます。

1つ、南部町ならではの町の魅力を高めて、我が町の自然環境に恵まれた立地を生かし、だれもが住んでみたくなる町を目指します。そこには、循環型社会の基本とも言える自然エネルギー、太陽光、木質バイオマス、蓄電池など活用したエコタウンの造成を展望しつつ、かつエコツーリズムやグリーンツーリズムとミックスした施策を構築いたします。また、安心安全を柱に、老若男女が安心して次世代の人材をはぐくめる施策や教育を行います。

2番目に、住環境については、近年増加している空き家を活用し、定住につなげます。新たに住宅地を模索しつつ、地域にある空き家を活用し、集落への人口誘導が図られれば、集落に新た

な風を吹き込んでくれることでありましょう。空き家や、不在地主解消のため、地域振興協議会を初め、地域の皆様などと連携し、よりきめ細やかな取り組みを行います。加えて、時代のニーズをとらえた住宅支援制度、間伐材を利用した住宅へのエコポイント制度を活用した新たな取り組みで、定住や地域の活性化を目指したいと思います。こういった総合的な取り組みをすることで、定住施策の質の向上を目指します。

3点目でございます。一方、移住定住者などが、新規就農を行う場合や、農業後継者育成のために現在行われている農業のノウハウを伝承するいきいき農業塾を発展させ、農業基盤の強化育成を図ります。また、T P Pの発効により、農業の危機感が否めませんが、海外への農作物の輸出は、今よりも容易になると思いますので、海外で打ち勝てる農産物を生産し、農業所得の向上を目指します。輸出先は、D B S フェリーを活用したロシアなどを模索しております。また、時代の流れに乗りながら、農業一辺倒の社会ではなく、多種多様な生業を背景に形成されているということを十分理解した上で、認定農業者や集落営農を担い手として位置づけて、何が何でも農業で生計を維持させるなどと、かたくなに考えずに、歴史に学び、多様な形態を認めた上で、農業みんなで語るべきではないかと思っております。地域の中から、活発な取り組みが生まれることを期待しながら、農家所得が一定水準を確保されることを政策目標に定め、見通しを明るく農業行政を推進したいと考えます。

4点目でございます。鳥取大学附属病院などの高度医療機関や、医療福祉分野が充実している鳥取県西部圏域における、西伯病院の存在意義の確立を目指します。鳥取発次世代社会モデル創造特区を活用して、現在行われているアミノインデックスがんリスクスクリーニングを活用しながら、町民一人一人の健康情報と、統計データを組み合わせた、新しい健康づくりのサービスを構築いたします。

5点目でございます。古事記編さん1300年を契機に、地域にある観光資源、赤猪岩神社や清水井、母塚山などを中心に、文化と風土を継承し、伝統芸能、伝統行事を観光に結びつけることの重要性も踏まえつつ、新しい観光資源を模索いたします。また、エコツーリズム、グリーンツーリズムに加え、スポーツや医療、福祉を巻き込んだ滞在型のプログラムを検討いたします。

6点目でございます。環境と調和した産業振興を図るため、木質バイオマス、太陽光など、再生可能なエネルギーを活用する、新エネルギー産業の立地を推進します。また、国道180号バイパスの完成により、天津地域を商業集積ゾーンなどとし、新たなビジネスの拠点として位置づけます。

こういった政策で、今、本町に住んでいる方や、これから生まれようとする方に、南部町に住

みたいと思わせるような政策を実現させたいと考えます。人が集えば地域が活性化し、新しいものが生まれるに違いありません。生活のスタイルを変えることは難しいことだと思いますが、生活に対する意識を少しだけ変えることで、住みやすい地域や町になると思います。これから先の未来は、子供や孫に住みやすさを継承することこそ重要だと思っております。

総合計画よりももっと長い目で考えた持続可能な南部町を描いたランドデザインの必要性についてどう考えるかということでございます。現在、南部町総合計画は、10年間の計画を立てて、発展の道しるべとしております。議員がおっしゃるように、最近では総合計画に変わり、ランドデザインという手法も取り入れているところもあります。ランドデザインは20年、あるいは50年先を見据えた町づくりの基本戦略を示すものです。50年後のプランニングは難しいと思いますが、ランドデザインでは、みんなが到達すべき町の姿のイメージを大きくビジュアル的に表現しております。それをもとに、総合計画で、10年間の町づくりの目標やビジョンを達成するための道筋を示し、中期財政計画と基本計画、策定しつつ、毎年度の予算編成に臨むといった流れになります。ランドデザインは総合計画の一段先に位置づけする将来ビジョンと考えます。この将来ビジョンを念頭に置きながら、常に世の中の変化に対応しつつ、最終目標に向かうことが、現在の難局を乗り切ることにもつながると思います。

反対に、変化を無視して、計画の修正をせず、結果、無策に終わることこそ、南部町民を路頭に迷わせることになると考えます。昨今の変動しやすい状況のもとでは、10年後、20年後の予測は非常に難しいと感じておりますけれども、このランドデザインの手法も取り入れた、新しい総合計画のあり方も検討するに値すると考えているところであります。いろいろ申し上げましたが、そういうことを申し上げて答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それでは、この席から質問を続けさせていただきます。私が今回このランドデザインの策定についてという質問をなぜしたのかということ、先ほど、壇上の方でも言いましたが、もう少しつけ加えさせていただきたいなというふうに思います。

いろいろ、どういうことをやってあるべき姿に持っていきたいというお話もいただきましたんですが、策定そのものの重要性というか、必要性というものが、余り認識されていないとは言いませんし、ちょっと適当な言葉が見当たらないんですけれども、人口減少、高齢化、これが一番重要な我が町の課題だということは、町長も私も、そしてほかの皆さんも同じ認識だと思います。

では、その10年後、20年後に、例えば夫婦で35歳、だんなさんが35歳、子供が2人いる、その家族が、例えば阿賀だったら阿賀でもいいですが、阿賀で生活をしていってる上で、一

体どういう日常の生活になっているのか、これが例えば鶴田だったらどうか、年齢が70歳の独居だったらどうなのか、大木屋だったらどうか、そういうことが、実際にある程度目に見えるような格好のシナリオライティングを、残念ながら、いろんな市町村の長期計画、総合計画、ランドデザイン、今回探しましたが、書かれているところは1つありませんでした。私が探し切らなかったということもあるかもしれませんが、やっぱりこのままいけば、どういう状態になる、そのどういう状態かということ具体的にイメージできないと、それに対する対策とか、いや、やっぱりこれをやっていかんといけんとかということの重要性というのは、そっちも認識、多分できないんじゃないかなと。人口が1万1,600人ぐらいから、9,400人ぐらいまで減るんだよねと、2,000人ちょっと減るよねっていうだけでは、やっぱりなかなか将来のことですので、イメージができない。私の、例えば隣の家も、向かいの家も、もしかしたら空き家になっているかもしれないとか、近所のお店がなくなっている状態かもしれないと、町内で商店が今まで10軒あったのが、3軒になっているかもしれないと。そうなれば、私たちの日々の暮らしというのはどういうふうになってるというのを、もう少し目に見えるような格好で描いて、その上でさあどうするんだという、初めて次の対策の立案になっていくんじゃないかなというふうに思いますが、南部町も含めてなんですけれども、この目に見えない将来シナリオというのが、本当にきれいにどこにも描かれていないというのは、何か理由があるものなんでしょうか、それとも、行政の計画立案の手法としてそういうことはやらないんだというふうになっているものなんでしょうか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。私も景山議員の御質問の際に、インターネット等で総合計画、ランドデザインということについても、ちょっと調べさせていただきましたが、おっしゃいますように、家族や世帯や、個々のことにまで踏み込んで、自治体が計画をつくっているところは探すことはできませんでした。

思いますに、総合計画といいますと、やっぱり自治体の全体のあらゆる世代や、あるいは産業についての10年後のあるべき姿を計画をするということでございますので、せいぜいランドデザインというのも、50年先、100年先のランドデザインを描いておられる自治体も、新潟県の方でございましたが、あくまでも大きな白い地図にゾーニングをしていくというようなところでありまして、個々のどのお方のこの家族が、この地域のこの家族がどうなるのかというようなところについては、できかねているというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 私がこの将来予測ということで、非常に苦い思い出といいますか、そういうのがあります。私は以前、建設業協会という建設業団体に勤務をしていた時代がありました。バブルの一番最後のころとか、バブルが崩壊をしてしまった後に、景気浮揚対策として、非常に多くの予算が建設発注につき込まれるというような時代を経験させていただいたわけなんですけれども、やっぱりバブルの崩壊というのは、日本の経済の非常に大きな転換点になるんだろうなと。それまでの循環的な景気の変動ではなくって、不可逆的な、下がる一方になりかねないというかその可能性非常に高い転換点だったんだろうと、その時点で思いました。

ですので、そうなってくると、従来型の業界のあり方から、やっぱり危機管理的な業界のあり方に変えなければいけないだろうと。各企業も、単なる受注対策ではなくって、経営体力、経営基盤の強化というものにもっと重点を置いたそういう合意の形成をしていかないといけないんじゃないだろうかというふうに言いましたら、非常に怒られまして、結局、そこは退職をすることになったわけなんですけれども。そのときに、じゃあ、私が10年後、20年後ぐらいの業界が迎えるであろう姿をもう少しイメージしやすいような形で皆さんにお示しできれば、すべてのところが順風満帆にいくわけでは当然ありませんし、私が予想していたよりもはるかに厳しい予算の削減がありましたので。ただ、必要性を感じられた企業さんの数というのは、もう少し多かったのではなかったかなと。今のような非常に惨たんたる状態に陥ることを未然に防げた企業さんというのが何社かもう少しあったのではないかなというふうな思いがしています。

今も、あのころと同じようなことがいろいろと言われてます。それは、一番大きなのは、公的債務の膨大な額ということで、地方交付税が削減をされてしまうだろう。そうなってくると、財政的に歳入が足りなくなってきて、各市町村で個別ばらばらに、必要なところは何かで埋めなければいけないので、税率を上げざるを得ないのではないとか、今ある法定項目の税金以外の新たな税を独自につくってでも、地方を維持していってもらわなければならないといったようなそういう議論も結構出てきてます。そうすると、町対町とか、町対市の闘いになってきますので、私たちの町単独でやっても、もっと財政力が強い町もあれば、そういうところがどんどん若者を引っ張っていくような政策をとられた場合にはどうなのかなといったようなことも、例えばこの鳥取県西部、島根県東部も含めたようないろんなシミュレーションをした上での、やっぱりグランドデザインというふうにしなければいけないだろうなというふうに、私も本当にどうなるかはっきりとしたことはわからないので、なんですけれども、このグランドデザイン策定ということに関しては、そういうことも非常に重要ではないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。議員のおっしゃいます南部町単独、あるいは鳥取県の西部、あるいは島根県と、あるいは道州制みたいなことも当然あると思います。そういうことを想定もしなければなりません、かもしれませんが、やはり南部町の総合計画なり、ランドデザインということになりますと、具体的には、まず南部町をどうして存続していくことができるのか、魅力ある町にするにはどうするのかというようなところが、まず前提であろうと思います。

そして、一つの時代の流れ、時代の要請によって、そういう広域の合併なりそういったことが生まれるということも考えられますが、やはり南部町の総合計画、南部町のランドデザインということになりますと、それがやっぱり前提だと、我が町が前提だというふうに考えます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 突然ぴょうんと飛んだようところで質問をしておりますので、答えられる方も大変だとは思いますが。

それでは、この20年ぐらい先、このころに私たちも高齢者になってるはずですが、というか、必ずなっているんですけども、その世代、そのときを私たちを支えてくれるのは、大体、今35歳ぐらいの団塊ジュニアの方だというふうに言われてます。いろいろ探してましたら、将来シミュレーション、シナリオライティングというのは結構いろいろあったんですけども、NHKさんが、番組をつくるために書かれたシナリオライティングによれば、この35歳の、今現在です、皆さんがしっかりと稼いで、納税をして、なおかつ次の世代を担っていく子供たちを育てていけないことには、下手すると日本が途切れるというふうに、非常に危うい状態が発生するんだらうというふうに書かれてます。

じゃあ、今、この35歳の皆さんが何を考えておられるのかということなんですけれども、事収入に関しては、もう7割の方が、35歳時点での収入がもうこれ以上伸びないだらうというふうにアンケートに答えていらっしゃいます。そして、この1年で給料が減ったとか、生活のために貯蓄を取り崩したという方が、ほぼ半分です。

さらに、前回の6月の議会で、不妊治療の質問をさせていただきました。子供がなかなかできない方に対する支援をして、どんどん子供を産んでいただけるようなそういう施策をつくっていただきたいということを言ったわけなんですけれども、それは産みたいと言われる方で、35歳の方で、正社員としてお勤めの方で35%の方が、非正社員の男性の方で70%の方が、収入が



少なくって、結婚ができないとこういうふうには回答をしておられます。子供も、予定どおりのと  
いますか、何人も欲しいんだけど、例えば3人欲しいんだけど、1人しか子供をつくるこ  
とができない、収入が足りなくてですね。こんなふうには回答をされてる方も54%いらっしゃる  
わけです。

何遍も繰り返し繰り返しになりますけれども、やっぱりそういう現在の状況があって、そこを  
スタート地点として、20年後、いろんな統計上の推測のデータをもとにすると、私たちの暮ら  
しているのが、一体どんなふうになっているのかということは、多分おぼろげながらこの程度  
でおさまっているかなというものよりも相当ひどい状態になっていくのではないかなというふう  
に思います。

今、たくさん言いましたので、いろんなアンケートの結果をですね。町長、今の、例えば結婚  
ができないとか、35歳でもうこれから収入が上がらんだろうというふうには、70%ぐらいです  
か、の方が考えておられるこの現状をどういうふうにお考えになるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ちょうど私のうちに、ちょうど35ぐらいになる娘  
夫婦と一緒に暮らしておまして、子供は3人おますし、非常ににぎやかな暮らしと一緒にや  
っておまして、あんまり考えたことも、正直言ってございませんでした。今、いろいろおっし  
ゃっておるのを聞いておると、全く未来がない、閉ざされた未来というようなイメージしかわい  
てきません。私は、だからそういうことになってはいけませんので、今いろんな施策をやって対応を  
しておるわけです。

それと、今、おっしゃったようなことが本当になるなら、もう本当に絶望というんでしょうか、  
絶望的だと思って聞かせていただいております。30年もたてばもう私もいないので、いい  
かもわかりませんが。ただ、やっぱり子供や孫にきちんといい南部町を継承していくため  
には、やっぱり明るい夢も描かないといけませんし、若い人には、子供や孫のために頑張って汗  
もかいてもらわんといけんということです。そういう町をどのようにしてつくっていくのか  
ということで、いろいろ苦心しているわけですし、あなたがおっしゃるような絶望を毎日見てい  
るわけにはいかん。そういうことにならんようにせんといけんということです。

したがって、午前中の議論でもありましたけれども、財政を節約して、子供や孫につけ回す  
ような町政はやめたいと思っておりますし、それから高齢者の方でも、町民の皆さんでも、が  
んにかかったりしないように、がんの検診を取り入れたり、いろんなことをやっているわけ  
ですが、なかなか経済が不振で、よその国ではGDPが倍になったとか、中国はたしか8倍ですか、

というようなことが載ってございましたけれども、我が国はバブル崩壊以来、ほとんどGDPが伸びていないということから、多くの方が先行きに不安を持っておられるということだろうと思います。

経済、とりわけ製造業などの振興を図って、働く場の確保というようなものを一方ではしながら、高齢者のきちんとした福祉や医療の対応も果たしていくというようなそういう、何ていんでしょうか、町政の中で具体的に目に見える形で、今いろいろやっております。工業団地もできた、病院も立派になった、福祉のいろんなサービスも充実しているというそういう一つの施策の中で安心感を持っていただいて、若い人にも頑張ってくださいということしか、ちょっと言われませんが、そういうことで答弁になったのかどうか分かりませんが、まあ、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 町長のお宅の皆さん方、お孫さん方に囲まれてということで、それは非常に好ましいことだというふうに思いますが、ただ、やっぱりこれ、1万人のアンケートの結果ですので、こういう場合というのがほとんどなんだろうかと、ほとんどといいますか、1万人の中の70%であったり、60%であったりということは、これはもう事実なんだろうなという気がいたします。

いろんな、例えば介護保険のことですとか、福祉の関係、健康保険のことなんかの政策を実行する役場と、それとどちらかという、受益者の、サービスを受ける側との話、またはサービスを受ける側の代弁者という立場でのやりとりというのは、この議場でもありますし、いろんなところで起こって、十分その話がされているんじゃないかなというふうに思うんですけども、じゃあこの35歳ぐらいの方、将来的には当然高齢者にもなりますし、受益者になれるわけなんですけれども、当分の間は負担者、支える側である人たちとの話というのは、なかなかされる場がないような気がいたします。

現在の日本が中福祉低負担というふうに、いろんな意見はあるんでしょうけれども、一般的に言われてます。昨年、滋賀の研修所に行った折に、今置かれている財政状況を見た上で、今後この中福祉低負担というものをどういうふうにしていくべきかというワークショップを六、七人が1グループになって行いました。そのとき、たまたま私のグループの座長の方は、非常に頭脳明晰というタイプの共産党の議員さんでした。それまでこの議場でいろんな話も出ておりましたが、ワークショップをその方がリーダーとなって進めていかれる上で、最終的に取りまとめをして言われたことが、軍事費もやっぱり削らんといけん、むだな公共投資ももっと減らさない

といけない。大企業や金持ち優遇の税制もやっぱり改正していかんといけん。でも、残念ながらそれだけじゃ、中福祉低負担は維持できんので、なおかつ中福祉低負担、低負担も維持できそうもないので、中福祉中負担で、なおかつ財源は消費税に求めざるを得んなどというふうに取りまとめをされました。本当にちょっと寂しそうに言われたわけなんですけれども。（笑声）

町長は、この福祉レベルと負担レベル、これについて、将来的にどこら辺を目指していくべきか、そして支える側、負担者側の意見をどういうふうに吸い上げていきながらこのグランドデザインの中に落とし込んでいくべきか、べきでないかといいますか、そこら辺についてどのようにお考えでしょう。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 禅問答のような答弁になるかもわかりませんが、どの辺がええのかということですけども、今日までの福祉のレベルは、基本的に欧米が目標だったと思うんです、欧米。負担はアメリカが目標と。この相差が今の借金という形になって、どんどん膨らんで、1,000兆円ももう超えるようになったということでございまして、いいところ、高い福祉、そして低い負担というツケが今、一気に来ているという状況だろうというように思っております。

私は国会議員でもないし、国政のことまでは本当のことはわかりません。ただ、現状の福祉サービス程度を高福祉と仮にすれば、これを中負担ぐらいでできんかどうかというように思うわけです。高福祉を中負担で、あるいは中福祉を低負担で行うにはどうしたらいいのかということなんですけれども、それはやっぱり御近所福祉といいましょうか、税金ですべてやれば高負担になりますから、ちょっと気のついたことは声をかけたり、あらかじめ早目に手を打つということによって、かなりの部分が高福祉の水準を中負担ぐらいでできはしないかこのように考えておりました、そこで、新しい南部町として発足した町づくりを長い目で見て、従来の集落を超えて地域ぐらいで、一つ目を引かせていただくようなそういう仕組みはできないのか。行政が何も税金でやれば、これはもう負担がどんどん上がっていくということにつながるわけですから、今の現状の水準をさらに伸ばしていきたいと思っておりますし、それを伸ばすのに税金を上げるというわけにはいきませんので、新しい仕組みとそれから住民の皆さん方の御協力と参加、理解と参加をいただいて、一緒になってやることによってそれは実現できるのではないかと考えたわけであります。

結局、都市の方でも進んでいるところは、例えば24時間ホームヘルプなどを行って、支え合いも生まれておりました、都市でも田舎でもそれぞれがそういう社会に備えた対応を、それぞれ

の地域に合わせてやっていかなければいけないということだろうというふうに思っております。どの程度がええのかというのは、あんまりわかりませんが、今ぐらいの福祉の水準をさらに伸ばして、それをあんまり負担なしで行いたいというのが私の思っている町政の姿です。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 禅問答のような話だなというふうに言われてしまいましたんですけども、実際に施策をとっておられる町、若者対策、子育て対策というので。例えば西粟倉村ですか、隣の岡山ですね、冒頭の回答にもありましたけれども、空き家対策等々とあわせて非常に低賃金で若者に、または若い御夫婦に家を貸し出されたり、託児所なんか物すごく安い金額で利用していただけたといったようなことで、非常に若者のUターン、Iターンの成果を上げていらっしゃる。また、岩手の北上だったと思いますが、本来ですと企業が技術者の技術研修とか、新しい技術の習得、そういったのにはお金を出してやるべきところなんです、市が学生を初めとしたそういった技術者の方の技術向上を積極的に支援をして、いつか工場がどんどんと地方から撤退をしていったときに、100社以上ある企業の1社の撤退もなかったというようなそういう、やっぱり若い方の所得対策、それと子育て対策というので成果を上げておられるところもぼつぼつ探してみますとございました。

やっぱりそのときに感じましたのは、税金を相当どこも投入しておられます。知恵だけでは多分、なかなか政策できません。その投入をしたときに、やっぱり計算をしておられます。投入額が幾らになって、例えば低所得で保護をしなければならぬ世帯がどれだけ減って、そうするとそういう社会保障での負担額がどれだけ減る、税収がどれだけふえるということで、これははっきり、将来的にはプラス・マイナスで言えばプラスになっていくんだと、町のためになるんだということを出しておられるところがあります。

やっぱりこれだけひどい少子化とか高齢化が進んでいくとなると、まとまったお金を投入した強力な政策の推進というのが必要になってきますし、それをやるべきだろうというふうにも思います。ただ、それ、今までみたいに突っ込んだままで終わりではなくて、それは金額ベースで成果が上がるということをきちんと踏まえた上での予算投入ということを考えていくことも、このグランドデザインには必要なことだと思いますが、最後に町長の方から一言ありましたら、お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。新しい施策を講じるときに、効率的な財源の使い方というようなことについては、これはもう当然考えなければいけないことであります。もっとい

いやり方がありはしないか、あるいは補助金、補助制度がありはしないか、さまざまなことを考えてやるということについては、私は当然の務めだろうというように思うわけですが、これだけ入れて、将来何ぼになって返ってくるというようなところまではなかなか、今の町政の中では生きていないということでもあります。

正直申し上げて、そういうことを考えてやるべきかもわかりませんが、私はこの町の発展、それから住民の皆さん方の幸せ、それから高齢者の皆さん方の、安心してこの地で最期を迎えることができるというようなそういうものは、これはそういう計算にはそぐわないというように思います。どんなに金がかかっても支えなければいけないときは支えないけんわけです。したがって、財源を有効に使うということについては、これは心して取り組まなければいけませんけれども、これだけ投資すればこれだけ返ってくるという計算でやるようなことを今までやったことがなくて、ちょっと違った文化に触れたような感じで、今受けとめております。役場の仕事はきっとそういうことばかりではないのではないかと、そういう部分はむしろ少ないのではないかと、そこまでまだ安心して暮らしていけるだけの町の基盤というものが、全国的にできているのだろうかどうなのか、わずか3割の自主財源も切るような町が本当にそういうところまで進んでいるのだろうか、このように思っているわけです。

二宮尊徳が道徳のない経済は暴力、経済のない道徳は寝言というようなことを言っておりまして、私もそういうことを心していろんなことを考えてやっておりますけれども、それはいわゆる経済社会の中で議論されるべきことであって、我が町の住民の皆さん方を支えていくそういう中にあんまり計算を持ち込んだりなんかせん方がええのではないかと、ちょっとしっくりこない感じで聞かせていただきました。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山君。

○議員（5番 景山 浩君） 行政と計算が少し色合いが違うということのようですが、やっぱり働いておられる方は、経済の中で生活を立てていらっしゃる。そして、これからの社会を支えていくそういった世代を育てていくことは、やっぱり目的、方向としては考えとることは多分同じだろうと思います。なかなか成果の出にくいことですので、一日も早く、私が言ったとおりのことではなくても、もちろん構いませんが、一番成果が上がるようなそういった施策を優先順位の見直しということにもなろうかというふうに思いますが、取り組んでいただけたらというふうに考えまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、5番、景山浩君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

8月20日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

---

#### 日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

7日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、日程の順に従い、また詳細な個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 先般、亀尾議員さんからお尋ねのことにつきましてお答えをしております。

固定資産税の同和減免につきまして、日野町と日南町は廃止しているはずだがということで、その確認を求められました。それで、確認をいたしましたら、日南町、日野町とも今年度、24年度から廃止をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 議案第50号、平成23年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第51号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第52号、平成23年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 3 号、平成 2 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算認定について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 5 4 号、平成 2 3 年度南部町建設残土事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 5 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 6 号、平成 2 3 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 7 号、平成 2 3 年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 8 号、平成 2 3 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 5 9 号、平成 2 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 0 号、平成 2 3 年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 1 号、平成 2 3 年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 2 号、平成 2 3 年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算

の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 3 号、南部町個人情報保護条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 4 号、南部町消防団条例及び南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 5 号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第 6 6 号、平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）について。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 予算書で、9 ページの雑入の中身のことについてお尋ねします。中身は、借地料がこの中に含まれているのではないかとということを確認したいためです。

その理由は、5 月、母塚山に観音像が建ちましたですが、これが現在、あれを建てている土地が町有地なのかどうなのか。町有地であれば、それに対する借地料をいただくことになるのではないかとということと、それから今の観音像は、所有者はだれなのか。そのことについてよろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。雑入にはそういったものは入っておりません。この土地は町有地でございます。寄附を受けておりますので、したがってそういった借地料なども発生しませんし、そういうことでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） そういことであると、観音像の所有者は町ということになりますね、寄附ということになりますと。そういことであると、憲法 8 9 条で、公金のほか、公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の、これちょっと字が小さくて読みにくいんですけども、事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならないということになるんですけども、観音像は、どうい認識なんですか。これ、8 9 条に照らしてどうい見解かお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。



○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。この観音像の御寄附をいただいた方につきまして、これは宗教上の組織でもございませぬし、宗教上の団体でもございませぬので、この89条ですか、そういったものには該当しないというふうに判断をしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、植田議員の質疑に関連するんですけども、実は、広報「なんぶ」の8月号に、母塚山の観音像の写真が載っておりました。それには、何というんですか、魂を入れるかという言い方がどうかかわからんですけれども、そこに祭祀の状況の写真が載っているんですが、これは宗教上の建物というか、物じゃないんですか。私は、そういうことをやられるということは、これは、入魂というかそういうことを、入魂という言葉がどうかかわからんですけれども、魂を入れられたというぐあいに認識するんですよ。そうすると、宗教上の置物というんですか、そういうことになるんじゃないですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、入魂というようなことをおっしゃいましたけれども、観音像については仏教でいろいろ言われるわけですけども、そういう御懸念が起きてはいけないということで、あえて入魂式というようなことはやっておりません。普通の建築したりするときにおはらいをしたりする、神主さんに頼んでおはらいしたりしますけれども、くわ入れみたいな形ですね、そういうことでされました。しかし、宗教的なものに、入魂というようなことには一切やっていただいでは困るということでございますし、もちろん向こうもそういうことを承知して対応をしておられます。したがって、観音像だというぐあいに御理解いただいたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はどうもわからないのですが、観音像ということは、それは宗教上のシンボルということになると、また失礼な言い方かもしれませんが、象徴というぐあいになるんじゃないでしょうか、観音像ということ。私は、そういうことからすると、当然宗教上の置物というんか、物であるというぐあいに私、思うんですよ。

それともう1点は、町が寄附をいただいたということになると、当然町が管理を負わないけん。管理責任が起これると思うんですが、想定しても想定外のことがよく起これるんですが、これについての保険とか、例えば人に対するとか、物損とかそういうことに対する保険とかそういうものを、手だてがなされているのかどうなのか、この2点についてお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 保険につきましては、そういったたぐいのものは入っておりません。それから、あくまでもそれは建造物でございまして、宗教で、特にどうのするということではございません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第67号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日12日からは、各常任委員会を持っていただき、御審議をお願いいたします。どうも御苦労さんでございました。

午後2時47分散会

---